

第2次亶理町環境基本計画



令和3年3月

宮城県亶理町

ごあいさつ

亘理町は、宮城県の南東部に位置し、東に太平洋を望み、西に阿武隈高地、北は阿武隈川に囲まれています。地勢は、西側に緑豊かな里山地帯、東側は肥沃な沖積平野からなる田園地帯に大きく二分されており、県内最大規模の干潟を有する鳥の海もあり、多様な地勢により構成されています。

この豊かな自然環境を保全しながら、より良好な環境を築き継承するため、私たち自身がどう考え、どう行動すべきかの環境施策の指針となる第1次亘理町環境基本計画を平成22年3月に策定し、「人と自然が共生できるまち亘理」を目指すべき環境像として掲げ、町民・事業者・町がそれぞれの役割を担い協働により環境保全施策を推進することとしました。

その後、町民の環境に対するニーズや環境を取り巻く社会情勢の変化、科学技術の進展を踏まえ、平成28年3月に亘理町環境基本計画の中間見直しを行いました。

そしてこのたび、令和2年度が第1次亘理町環境基本計画の最終年度となっていることから、令和3年度以降の環境施策の指針となる第2次亘理町環境基本計画を策定しました。東日本大震災により大きな被害を受けた亘理町では、被災者の生活再建と町の再生・発展を図るとともに、大人から子供まですべての世代で環境保全意識の高揚を図りながら、暮らしやすさと住むことへの安心と誇りを実感できるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、計画実現のため基本方針と基本目標を定め、町民・事業者・町がそれぞれの役割を担い、三者が協働で環境問題に取り組むべきことを示しています。この計画に多くの方々が賛同され、積極的に環境施策に参加・協力してくださることを願うものです。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました亘理町環境審議会委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提言を寄せてくださった町民の皆様から心から感謝いたします。

令和3年3月

亘理町長 山田周伸

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の対象範囲と基本方針	3
4. 計画の対象地域	4
5. 計画の目標年度	4
6. 計画の主体	5

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

1. 目指すべき環境像	8
2. 持続可能な開発目標(SDGs)と施策との関連性	9
3. 取り組みの体系	11
4. 基本方針ごとの施策	12
基本方針Ⅰ 安全で安心な生活環境で快適に暮らせるまち	12
基本方針Ⅱ 豊かな自然環境を後世に引き継ぐまち	17
基本方針Ⅲ 環境への負荷の少ない地球にやさしいまち	24
基本方針Ⅳ みんなで取り組む環境にやさしいまち	28
5. エコアクションプロジェクト	31
プロジェクトⅠ みんなのきれいなまちを守ろう ポイ捨て防止プロジェクト	32
プロジェクトⅡ 水辺の自然と生態系を守ろう きれいな水辺プロジェクト	33
プロジェクトⅢ 地球と身近な自然を守ろう 省エネ促進プロジェクト	34

第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制	36
2. 計画の進行管理	37

資料編Ⅰ 亘理町の現状

1. 亘理町の概要	40
2. 亘理町の環境の現状	43
3. 町民・事業所・小中学生の環境意識とニーズ	52

資料編Ⅱ

1. 計画策定の経緯	58
2. 亘理町環境基本条例	59
3. 亘理町みんなできれいなまちにする条例	63
4. 用語解説	65

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

亙理町環境基本計画（以下、「基本計画」といいます。）は亙理町環境基本条例第8条に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

1. 計画策定の背景と目的

私たちのまち亙理町は、宮城県の南東部に位置し、東に太平洋を望み、西に阿武隈高地、北は阿武隈川に囲まれています。

本町の地勢は、西側に緑豊かな里山地帯、東側は肥沃な沖積平野からなる田園地帯に大きく二分されています。また、県内最大規模の干潟を有する鳥の海等もあり、多様な地勢により構成されています。

気候も温暖で、県内では最も生活しやすい、自然環境に恵まれた地域といえます。

私たちはこれらの恵まれた環境を生かし、人と自然との共生を重視した発展をすすめてきました。

しかし、近年は利便性を重視した都市的発展が急速に進んでいる一方、多様な公益的機能を有する森林や農地が減少し、都市生活特有の公害の発生が心配されています。

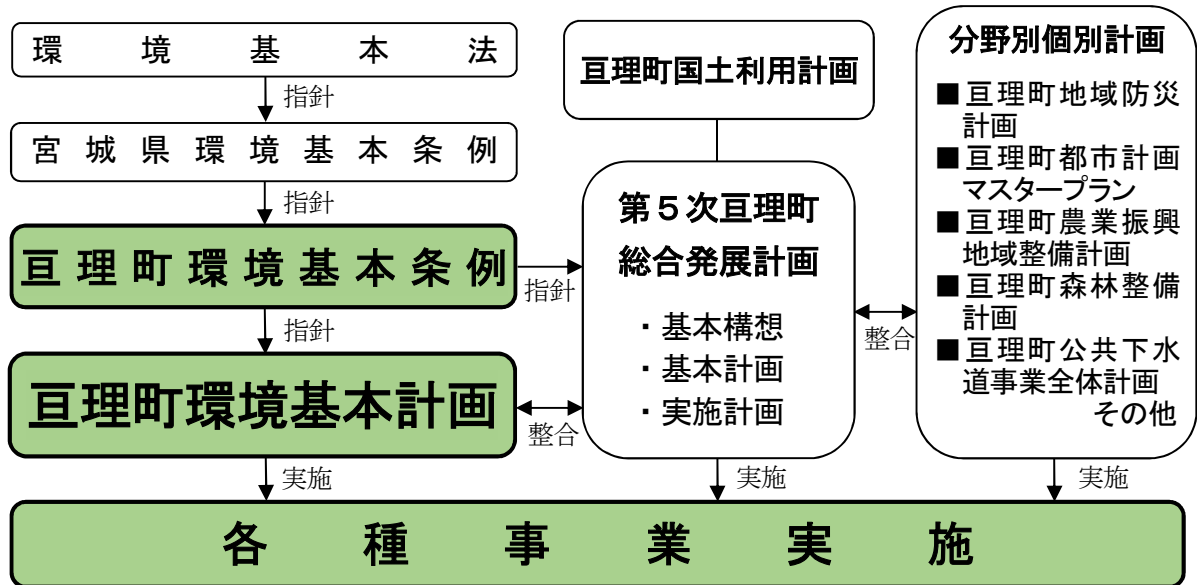
また、さまざまな地球環境問題のなかでも地球温暖化による、海面上昇や生態系の変化、自然災害、食糧問題、健康被害等の影響は、世界中で危惧されているところであり、私たち一人ひとりに関わってくる問題でもあります。

私たちは健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。そのために私たち自身がどう考え、どう行動すべきか、という指針が必要です。

第1章 計画の基本的な考え方

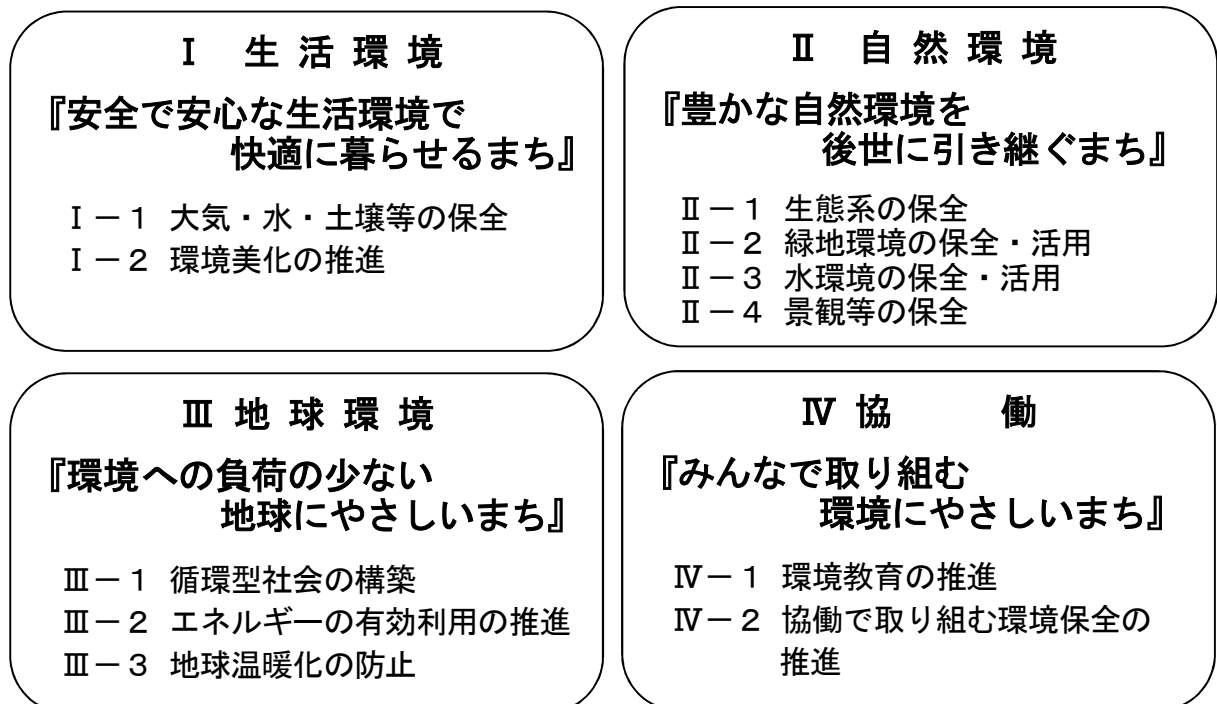
2. 計画の位置づけ

基本計画は、平成20年7月1日に制定された「互理町環境基本条例」に基づく基本となる計画であり、第5次互理町総合発展計画を上位計画と位置づけ策定するとともに、他の分野別の個別計画と整合性を図るものとします。



3. 計画の対象範囲と基本方針

基本計画において対象とする範囲は、生活環境、自然環境、地球環境、協働（環境保全活動）に関する項目とします。



第1章 計画の基本的な考え方

4. 計画の対象地域

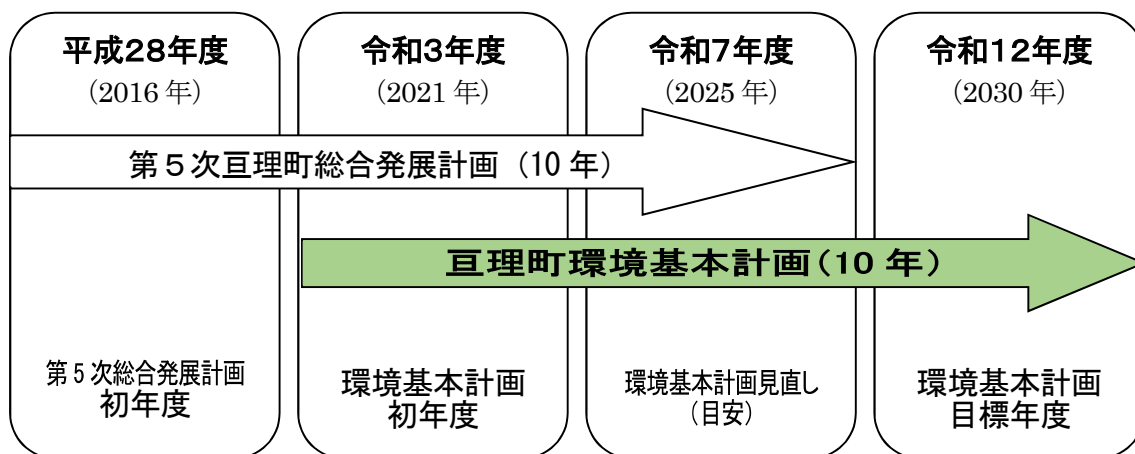
基本計画の対象地域は、巨理町全域とします。

なお、本町だけでは解決できない問題については、近隣自治体や関係機関等と調整を図ります。

5. 計画の目標年度

基本計画は、令和3年度（2021年）を初年度として、令和12年度（2030年）を目標年度とします。

なお、町民の環境に対するニーズ、環境を取り巻く社会情勢の変化、科学技術の進展等により計画内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



6. 計画の主体

互理町環境基本条例で定めている目指すべき環境像や基本理念を実現するためには、町民・事業者・町が協力し、さまざまな施策の取り組みを進めていくことが必要です。

各主体は、次のような役割を果たすとともに、すべての主体の協働（パートナーシップ）により基本計画を推進します。

町民の役割

- 一人ひとりが環境問題について関心を持ち、これまでのライフスタイルを見つめ直すとともに、できることから行動します。
- 環境保全活動や環境学習講座に積極的に参加します。
- 身近な自然や文化財等を大切にします。
- 事業者・町と協働で、環境保全活動に取り組みます。

事業者の役割

- 公害発生を防止するとともに、企業の社会的責務として環境保全活動に取り組みます。
- 従業員への環境学習を行い、環境保全意識の高揚を図ります。
- 環境学習の場として、町民の事業所見学の受け入れに努め、町や町内会との共催イベント等へ積極的に参加します。
- 町民・町と協働で、環境保全活動に取り組みます。

町（行政）の役割

- 環境保全と創造への計画や施策を企画立案し、基本計画目標の実現を目指します。
- 環境問題や環境保全に関する情報や環境学習の場を提供します。
- 環境保全と創造に関わる各種支援を行います。
- 町民・事業者と協働で、環境保全活動に取り組みます。

第2章 目指すべき環境像と 具体的な取り組み

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

1. 目指すべき環境像

私たちの住む互理町は豊かな自然環境に囲まれており、イグネ（屋敷林）のある田園風景や鳥の海をはじめとする、すばらしい景観とともに、希少な動植物を含む豊かな生態系を有しています。また、国・県指定史跡等の歴史的・文化的遺産も多く存在し、町全体がすばらしい公共の財産といえるでしょう。

しかし、一方で私たちの日々の生活や経済活動に伴って生じる環境問題は私たちの生活圏内を越え、地球全体にとっての重要な問題でもあります。

なかでも、地球温暖化は環境に与える影響の大きさから世界的にも関心が高く、その原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制に対する取り組みは世界的な急務であるとされています。

私たちは、健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。そのためには、町民・事業者・町それぞれが、環境について考え、行動するとともに、三者が共通の目的を持って協働により環境保全活動を行うことは、最終的には地球を守ることにつながるものと考えます。

そこで、互理町を目指すべき環境像は、互理町環境基本条例に基づき「人と自然が共生できるまち互理」と定めます。

互理町を目指すべき環境像

人と自然が 共生できるまち 互理

また、互理町環境基本条例第3条では、互理町の良好な環境の保全及び創造における基本理念が掲げられています。

（基本理念）

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる町土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての者がこれら、自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

2. 持続可能な開発目標(SDGs)と施策との関連性

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、それらに付随する169のターゲットで構成され、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

これらのゴールやターゲットは、1つを達成しようとすれば他のゴールにも影響するというように相互に関連する体系とされています。

本計画では、4つの基本方針の各施策の方向性とSDGsの各ゴールに対する関連性及びその貢献の内容を整理しています。



図：持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標のアイコン

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細			
	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国間間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

3. 取り組みの体系

目指すべき環境像	基本方針	基本目標	基本施策
人と自然が共生できるまち 互理	I 生活環境 安全で安心な生活環境で快適に暮らせるまち	I-1 大気・水・土壌等の保全	(1) 公害の防止 (2) 水質の保全・向上 (3) 廃棄物の適正処理の促進 (4) 交通環境の向上 (5) 自然災害への対応
		I-2 環境美化の推進	(1) 地域の環境美化の推進
	II 自然環境 豊かな自然環境を後世に引き継ぐまち	II-1 生態系の保全	(1) 動植物と生息環境の保護・保全
		II-2 緑地環境の保全・活用	(1) 森林・農用地の保全 (2) 緑と親しむ機会の提供
		II-3 水環境の保全・活用	(1) 水辺の環境保全 (2) 水と親しむ機会の提供
		II-4 景観等の保全	(1) 自然環境と調和の取れた景観の保全と創造
	III 地球環境 環境への負荷の少ない地球にやさしいまち	III-1 循環型社会の構築	(1) ごみ減量化の推進
		III-2 エネルギーの有効利用の推進	(1) 省エネルギー活動の推進
		III-3 地球温暖化の防止	(1) 温室効果ガスの排出抑制
	IV 協働 みんなで取り組む環境にやさしいまち	IV-1 環境教育の推進	(1) 環境活動の促進 (2) 環境学習の推進
		IV-2 協働で取り組む環境保全の推進	(1) 町民・事業者・町による環境活動の推進・支援 (2) 広域的連携による環境活動の推進

4. 基本方針ごとの施策

基本方針Ⅰ 生活環境 安全で安心な生活環境で快適に暮らせるまち

関連する SDGs目標							
----------------	--	--	--	--	--	--	--

■巨理町環境基本条例第7条（施策の基本方針）における位置づけ

第7条
 (1) 大気、水、土壌等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持及び生活環境を保全すること。

■施策の体系

基本目標	基本施策
I-1 大気・水・土壌等の保全	(1) 公害の防止 (2) 水質の保全・向上 (3) 廃棄物の適正処理の促進 (4) 交通環境の向上 (5) 自然災害への対応
I-2 環境美化の推進	(1) 地域の環境美化の推進

■施策の指標・目標の方向

指標名	年度	基準値 (第1次計画策定時)	現状値 (最新)	目標値または 目標の方向	備考
公害苦情件数 (うち土地適正管理指導回数)		135 件/年	159 件/年	減少	
		93 件/年	84 件/年	減少	
水質BOD(75%値)					
阿武隈川		1.1 mg/l	1.1 mg/l	水質向上	基準値 2mg/l
木倉川排水路		2.8 mg/l	2.1 mg/l	水質向上	
鏡川排水路		2.7 mg/l	1.5 mg/l	水質向上	
橋本堀排水路		3.6 mg/l	4.8 mg/l	水質向上	
水質COD(75%値)					
鳥の海湾内		8.3 mg/l	4.2 mg/l	水質向上	基準値 2mg/l
公共下水道普及率		62.5%	79.7%	84.7%	令和17年度末目標値
合併処理浄化槽普及率		—	14.3%	15.3%	令和17年度末目標値
一斉清掃参加人数		8,518 人	6,009 人	増加	
地域清掃実施回数		119 回/年	66 回/年	増加	側溝清掃含

※現状値は各データの最新のものとする。 ※目標値が算定できないものは目標の方向で表している。

※「—」は新たな指標として取り入れたため数値がないもの

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

I-1 大気・水・土壌等の保全

本町では、これまで深刻な公害は発生していませんが、身近な生活環境については、近隣騒音やポイ捨て等の都市生活型公害等の問題が発生しています。

また、大規模地震等のほか、異常気象による洪水や高潮等の自然災害への対応も必要です。

そのため、各種の対策を実施して安全で安心な生活環境を保持します。

(1) 公害の防止

施策名	取り組み内容	担当課
①公害の監視・調査・指導	○工場・事業所に対し、法律・条例に基づく規制について指導を適切に行います。	町民生活課
	○公害防止協定の締結による工場・事業所に対し、自主的な環境保全活動の促進を図ります。	町民生活課
	○工場・事業所に、リスクコミュニケーション(地域住民への環境情報の提供)開催を促進します。	町民生活課
	○公害苦情は適切に処理・指導を行います。	町民生活課
	○環境法令を分かりやすく記したガイドブック等を作成して情報提供に努めます。	町民生活課
	○光化学オキシダントに関する情報提供と、注意報発令時の情報を発信して健康被害の発生防止を図ります。	町民生活課
	○関係機関(国・県等)と連携強化し、公害防止に努めます。	町民生活課
	○大気中放射線量の測定を行い、ホームページなどによる情報提供をします。	町民生活課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

(2) 水質の保全・向上

施策名	取り組み内容	担当課
①水質の監視活動	○公共用水域水質調査（残留農薬含）による水質の監視・観測を継続実施し、水質汚濁防止に努めます。	町民生活課
	○公共用水域水質調査結果を公表し、町民の水環境保全に対する意識を高めめます。	町民生活課
	○低農薬・減化学肥料栽培や畜産排泄物の適正処理を促進し、環境保全型農業の推進を図ります。	農林水産課
	○関係機関（国・県等）と連携強化し、水質の保全に努めます。	町民生活課
②生活排水の適正処理の推進	○生活排水による水質の汚濁を抑制するために、公共下水道の整備や、補助制度による合併処理浄化槽の普及を推進します。	上下水道課
	○広報紙等により生活排水に対する意識を高め、水質汚濁の低減を図ります。	上下水道課

(3) 廃棄物の適正処理の促進

施策名	取り組み内容	担当課
①不法投棄の防止	○不法投棄防止のための指導員を設置し、監視パトロールを強化するとともに、町民や環境美化推進員、公衆衛生組合の協力を得て不法投棄の監視に努めます。	町民生活課
	○関係機関（県・近隣市町等）と連携強化し、不法投棄の防止に努めます。	町民生活課
	○不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などを活用し、不法投棄防止の啓発活動を行います。	町民生活課
②不法焼却の禁止	○法律で禁止されている家庭ごみの野外焼却に対して、広報紙やパトロールにより啓発と指導を行います。	町民生活課
	○関係機関（県等）と連携強化し、不法焼却防止に努めます。	町民生活課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

(4) 交通環境の向上

施策名	取り組み内容	担当課
①道路環境の調査・整備	○交通騒音調査による監視・測定を継続実施し、道路環境の向上に努めます。	町民生活課
	○交通騒音調査結果について、広報紙等により町民へ情報公開をしていくとともに、関係機関への改善を要請します。	町民生活課
	○安心して通行することができる道路整備に努めます。	都市建設課

(5) 自然災害への対応

施策名	取り組み内容	担当課
①防災機能の向上	○関係機関（国・県等）と連携し、自然災害に対する防災機能の向上を図り、生活環境と自然環境の保全に努めます。	総務課
	○想定される被害等について町民への周知徹底を図り、防災意識の向上を図ります。	総務課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

I-2 環境美化の推進

環境に関するアンケート結果でも、ごみのポイ捨てや、犬や猫のフン等がない清潔で美しいまちが求められています。

モラルやマナーの向上を図り、地域清掃活動の推進や土地の適正管理の指導を行いながら、環境美化推進員や公衆衛生組合長と連携し、環境美化に努めます。

(1) 地域の環境美化の推進

施策名	取り組み内容	担当課
①環境美化意識の向上	○「互理町みんなできれいなまちにする条例」に基づき、意識啓発や指導を行い、清潔なまちづくりに努めます。	町民生活課
	○ポイ捨て防止やペットのフン放置の防止を、広報等によりマナー・モラルの向上と意識啓発を図るとともに、ペットの適正飼育の指導に努めます。	町民生活課
②地域清掃の推進	○町内一斉清掃を継続して実施するとともに、町民・事業所・関係機関と協働で取り組みます。	町民生活課
	○環境美化推進員や公衆衛生組合と今後も連携強化し、地域清掃を実施し清潔な生活環境の維持に努めます。	町民生活課
	○事業者に対し、事業所周辺の積極的な環境美化活動を働きかけます。	町民生活課
③病虫害対策の実施	○害虫駆除、防除のため、町内の公園・街路樹や各所への薬剤散布を実施します。また、各家庭や所有地での害虫駆除については、駆除方法等の情報発信と啓発に努めます。	町民生活課 施設管理課 都市建設課
④土地の適正管理の指導	○適正に管理されていない宅地や農地などの所有者に土地の適正管理を指導し、雑草繁茂や害虫発生防止と不法投棄をされない清潔なまちづくりを促進します。	町民生活課 農業委員会

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

基本方針Ⅱ 自然環境

豊かな自然環境を後世に引き継ぐまち



■巨理町環境基本条例第7条（施策の基本方針）における位置づけ

第7条

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を活かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。

■施策の体系

基本目標	基本施策
Ⅱ－1 生態系の保全	(1) 動植物と生息環境の保護・保全
Ⅱ－2 緑地環境の保全・活用	(1) 森林・農用地の保全 (2) 緑と親しむ機会の提供
Ⅱ－3 水環境の保全・活用	(1) 水辺の環境保全 (2) 水と親しむ機会の提供
Ⅱ－4 景観等の保全	(1) 自然環境と調和の取れた景観の保全と創造

■施策の指標・目標の方向

年度 指標名	基準値 (第1次計画策定時)	現状値 (最新)	目標値または 目標の方向	備考
林野面積	1160.2ha	1010.7ha	減少抑制	山林+原野
町民1人当たり公園面積	11.76 m ²	7.36 m ²	増加	町管理公園のみ
自然と親しむイベント参加者数	2,254人/年	3,709人/年	増加	

※現状値は各データの最新のものとする。

※目標値が算定できないものは目標の方向で表している。

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

Ⅱ-1 生態系の保全

本町は河川や砂浜海岸、干潟、森林、農用地等、多様な自然環境に囲まれており、多種の動植物をはじめ、環境省や宮城県のレッドデータブックに指定されている生物も生息しています。

しかし、東日本大震災の津波により森林、農用地等が甚大な被害を受けました。現在海岸林復旧、農地復旧及び圃場整備が進められています。

また、本町における自然環境は人の手で維持されている部分も多く、動植物の生息環境を保全するには、森林の整備等の自然環境の適正な維持管理を継続することが必要です。

今後、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することのできる良好な環境の確保に努めます。

(1) 動植物と生息環境の保護・保全

施策名	取り組み内容	担当課
①生息調査と保護の推進	○本町に生息している動植物の生息状況の把握と保全に努めるとともに、稀少動植物とその生息環境の保護・保全に努めます。	町民生活課
	○生態系に配慮した事業（農薬の使用抑制、水質の保全等）の実施を働きかけます。	農林水産課
	○広報紙や自然観察会等により、動植物に対する町民の意識の向上を図ります。	町民生活課 生涯学習課 各交流センター
	○関係機関（国・県・近隣市町等）と広域的な連携を図り、生態系の保全に努めます。	町民生活課 農林水産課
②生息環境の保全の推進	○生息環境の適正な維持管理と保全に努めます。	農林水産課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

II-2 緑地環境の保全・活用

森林や農用地、公園等の緑地は私たちに安らぎを与えてくれるだけではなく、水や空気の浄化等、それ自身が環境保全のための役割を果たしていますが、近年はさまざまな要因から森林や農用地の減少や荒廃が進みつつある状況であるため、これらの保全等に取り組み、公益的機能の充実を図ります。

また、町民の安らぎの場である公園の整備や緑とふれあう機会の提供を推進します。

(1) 森林・農用地の保全

施策名	取り組み内容	担当課
①森林の保全・整備の推進	○天然林（二次林）の保全については、生物の多様性に配慮した管理に努めます。	農林水産課
	○人工林の適正な管理を図るため、間伐等の森林整備を促進します。	農林水産課
	○関係機関（県・森林組合等）と連携し、松くい虫等の森林病害虫に対する防除の推進を図ります。	農林水産課
	○愛宕山緑地環境保全地域の保全に、関係機関（県等）と連携して取り組みます。	町民生活課 農林水産課
	○広報紙等により森林保全に対する意識の向上を図ります。	農林水産課
	○互理町緑化推進委員会と連携し、緑化の支援活動に取り組みます。	農林水産課
②農用地の保全・活用の推進	○遊休農地の解消に努めます。	農林水産課 農業委員会
	○関係機関と連携を強化し、農地の適正管理に努めます。	農林水産課 農業委員会

(2) 緑と親しむ機会の提供

施策名	取り組み内容	担当課
①公園等の整備と活用	○互理公園、鳥の海公園等の比較的規模の大きい公園については、適切な施設の維持管理を図り、その活用を促進します。	施設管理課
	○吉田東部地区に身近な街区公園等の整備を進めます。	都市建設課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

	○集落内や住宅地周辺の身近な公園については、地域の意見を反映し、維持管理に努めます。	施設管理課 農林水産課
	○四季の森、森林遊歩道等の適切な維持管理と活用を図ります。	農林水産課
②緑と親しむイベントの実施	○緑化活動を推進し、学校や行政区に働きかけを行います。	農林水産課
	○自然に直接触れ合える自然観察会等、緑と親しめる魅力あるイベントを実施します。	町民生活課 生涯学習課 各交流センター

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

Ⅱ-3 水環境の保全・活用

本町は、北に阿武隈川、東に太平洋や鳥の海、その他多くの水路やため池があり、水にふれあえる環境が身近にあります。

近年では、水辺のごみが目立ち、水環境に対する満足度は低くなっています。

今後は、町内の水環境を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持及び生活環境を保全するとともに、水と親しむ機会の提供を進めます。

(1) 水辺の環境保全

施策名	取り組み内容	担当課
①阿武隈川の環境保全の推進	○阿武隈川の清掃活動を継続的に実施し、町民・事業所・関係機関と協働で実施します。	町民生活課
	○関係機関（国・県・流域市町等）と協働して、河川愛護の考えや、水環境の大切さについて働きかけます。	町民生活課
	○関係機関（国・県・流域市町等）と連携強化し、阿武隈川の保全に努めます。	町民生活課
②海岸の環境保全の推進	○海岸の保全、プラスチックごみの海洋流出を防止するために、荒浜海岸、鳥の海周辺及び吉田浜海岸の清掃活動を町民・事業所・関係機関等との協働により、継続的に実施します。	町民生活課 各交流センター
	○看板等により町民や観光客に海岸の保全に対する意識の向上を図ります。	町民生活課
	○関係機関（国・県等）や地域住民と連携を強化し、仙台湾海浜県自然環境保全地域及び吉田浜海岸鳴り砂の保全に努めます。	町民生活課 農林水産課
③水路・ため池等の環境保全の推進	○関係機関（県・土地改良区等）と連携強化し、水路・ため池等の適正管理に努めます。	農林水産課

(2) 水と親しむ機会の提供

施策名	取り組み内容	担当課
①水と親しむイベントの実施	○阿武隈川では、阿武隈川サミット主催による流域市町村との交流事業が開催され、今後もイベントへの参加を呼びかけます。	町民生活課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

	○荒浜海岸や鳥の海では、サーフィンをはじめマリンスポーツが盛んに行われており、水と親しむ体験的イベント等の開催に努めます。	商工観光課 生涯学習課
	○多くの町民が水と身近に楽しめる場の整備・維持に努めます。	商工観光課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

II-4 景観等の保全

豊かな自然と調和したさまざまな景観は、私たちが誇ることができる貴重な財産であることから、これらの保全に努めます。

また、城下町としての面影が残る道路や、歴史的文化財も数多く残されています。

今後も文化財の保護・管理を推進し、町民の理解を得ながら保存・伝承に努めます。

(1) 自然環境と調和のとれた景観の保全と創造

施策名	取り組み内容	担当課
①自然環境と調和のとれた景観の保全と創造	○景観へ配慮した工事・開発等を行うよう、事業者に対して働きかけます。	都市建設課 農林水産課
	○景観が損なわれないよう、土地の適正管理を働きかけます。	町民生活課
	○公共事業や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。	都市建設課 企画課
	○貴重な文化財を伝えていくため、保護・管理を行い、必要に応じて適切な事業に取り組みます。	生涯学習課
	○町民に対して文化財に関するイベントや情報を発信し、保存と伝承に対する理解を深めます。	生涯学習課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

基本方針Ⅲ 地球環境

環境への負荷の少ない地球にやさしいまち



■巨理町環境基本条例第7条（施策の基本方針）における位置づけ

第7条

（4）廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

■施策の体系

基本目標	基本施策
Ⅲ－1 循環型社会の構築	（1）ごみ減量化の推進
Ⅲ－2 エネルギーの有効利用の推進	（1）省エネルギー活動の推進
Ⅲ－3 地球温暖化の防止	（1）温室効果ガスの排出抑制

■施策の指標・目標の方向

年度 指標名	基準値 (第1次計画策定時)	現状値 (最新)	目標値または 目標の方向	備考
総ごみ排出量	11,599 t/年	10,312 t/年	減少	
1人1日当たりのごみ排出量	843 g	843 g	減少	
リサイクル率	24.1%/年	20.5%/年	増加	
町域からの温室効果ガス排出量	230,552 t/CO2	255,825t/CO2	削減	
各駅の1日平均乗車人数	3,259人	2,833人	増加	
省エネ行動実践者数 わたしのe行動（eco do!）宣言登録者	36人	106人	増加	

※現状値は各データの最新のものとする。

※目標値が算定できないものは目標の方向で表している。

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

Ⅲ-1 循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄等のライフスタイルの変化により、ごみ排出量は増加傾向にありましたが、近年の環境（エコ）への意識が高まり、本町では減少傾向にあるものの、今後も引き続きごみ減量化の推進が必要です。

排出されるごみは、家庭・事業所・各種団体が、可能な限り再利用や分別徹底、リサイクルを推進することにより、循環のシステムが生まれ循環型社会の構築につながります。Reduce リデュース（排出抑制）・Reuse リユース（再使用）・Recycle リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）を推進し、ごみ減量化と廃棄物の適正処理指導を行い減量化に努めます。

(1) ごみ減量化の推進

施策名	取り組み内容	担当課
① 3Rの推進	○3Rについて、広報紙や出前講座等により意識啓発を行い、減量化を促進します。	町民生活課
	○プラスチックごみの排出抑制を図るため、レジ袋有料化に伴うマイバック持参を推進していきます。	町民生活課
	○もえるごみの排出抑制を図るため、生ごみの水切り徹底を呼びかけるとともに、生ごみ処理容器の普及に努めます。	町民生活課
	○リサイクル率の向上を図るため、分別の徹底と集団資源回収活動の拡大に努めます。	町民生活課
	○食品ロスの取り組みを推進します。	町民生活課
② 廃棄物の適正処理指導	○環境美化推進員や公衆衛生組合と連携し、廃棄物の適正分別の指導を促進します。	町民生活課
	○ごみに関する情報、各種リサイクル法をわかりやすく周知し、適正な分別処理を促進します。	町民生活課
	○事業系一般廃棄物の分別や適正処理等の指導を行い、排出抑制・減量化を推進します。	町民生活課
	○公共工事における産業廃棄物の適正処理（マニフェスト管理等）とリサイクルを推進します。	都市建設課 上下水道課 農林水産課
	○一般廃棄物の適正処理が行われるよう、巨理名取共立衛生処理組合及び構成市町との協力体制を強化します。	町民生活課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

Ⅲ-2 エネルギーの有効利用の推進

日本のエネルギー消費は、エネルギー資源の大部分を輸入に依存していますが石油等の化石燃料は限りある資源です。

エネルギーの消費量が増加している一方で、化石燃料の枯渇問題やエネルギーの安定供給が大きな課題となっています。

限りある資源を有効に活用するために、家庭や事業所における省エネルギー活動は、家計や経費の削減に結びつくことはもちろん地球環境にもやさしい取り組みの第一歩になります。

そのため、町民、事業者、町がそれぞれの立場で考え行動し、地球環境問題に取り組みます。

(1) 省エネルギー活動の推進

施策名	取り組み内容	担当課
①環境にやさしい活動の普及促進	○家庭や事業所における省エネルギー活動について、広報紙等により情報提供を行い、その促進を図ります。	町民生活課
	○町施設で率先し、省エネルギーへの活動（ごみ減量、リサイクル、節水、節電等）を推進します。	町民生活課 財政課
	○環境にやさしい物品やグリーン購入法による物品の利用促進に努めます。	総務課 財政課
	○水産物や農産物の地産地消を推進し、輸送にかかる省エネルギーを図ります。	農林水産課
	○宮城県で募集している、わたしのe行動（eco do!）宣言者の登録拡大を働きかけていきます。	町民生活課
②環境にやさしい交通機関の活用促進	○公共交通機関の利用が環境負荷の低減につながることを意識啓発し、マイカー利用から鉄道や町民バス「さざんか号」及びデマンド型乗合タクシー利用の促進を図ります。	企画課
	○自動車使用時のエコドライブについて意識啓発を図ります。	町民生活課
	○普段から利用している様々な移動手段を工夫してCO2排出量を削減しようとするsmartmove（スマートムーブ）の啓発を図ります。	町民生活課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

Ⅲ-3 地球温暖化の防止

さまざまな地球環境問題のなかでも地球温暖化は最も深刻な問題です。地球温暖化は温室効果ガスが原因といわれており、私たちの日常生活や、経済活動により排出されている二酸化炭素と大きなつながりがあります。

1997年に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みを構築するため、2015年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。このパリ協定の枠組みを受けて、中期目標として2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することが定められたため、さらに地球温暖化防止の取り組みが促進すると思われます。

そのため、本町においても地球環境問題について、わかりやすく意識啓発を図るとともに、温室効果ガス排出量の排出抑制に努めます。

(1) 温室効果ガスの排出抑制

施策名	取り組み内容	担当課
①地球温暖化問題への意識向上	○家庭や事業所での環境への取り組み促進を図るため、パンフレット等により地球温暖化に対する意識啓発を行います。	町民生活課
②温室効果ガス排出抑制の取り組み	○省エネルギーや地球温暖化防止に関する活動の情報収集や、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」(クールチョイス)の普及啓発に取り組みます。	町民生活課
	○町施設からの温室効果ガス排出抑制のため、互理町地球温暖化対策実行計画に基づき実施状況を公表します。	町民生活課
	○二酸化炭素吸収源対策として、今ある森林や緑地の保全を図るとともに、公共施設等の緑化に努めます。	農林水産課 財政課
③新エネルギー・省エネルギー設備利用促進	○新エネルギーと省エネルギー設備普及のため、広報紙等により情報提供を行います。	町民生活課
	○新エネルギー(風力、バイオエネルギー等)の利用を検討します。	企画課 農林水産課
	○町施設が率先し、新エネルギーと省エネルギー設備の導入を推進します。	財政課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

基本方針Ⅳ 協働

みんなで取り組む環境にやさしいまち



■互理町環境基本条例第7条（施策の基本方針）における位置づけ

第7条

（5）環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

■施策の体系

基本目標	基本施策
Ⅳ－1 環境教育の推進	(1) 環境活動の促進 (2) 環境学習の推進
Ⅳ－2 協働で取り組む環境保全の推進	(1) 町民・事業者・町による環境活動の推進・支援 (2) 広域連携による環境活動の推進

■施策の指標・目標の方向

年度 指標名	基準値 (第1次計画策定時)	現状値 (最新)	目標値または 目標の方向	備考
環境関連講座等参加	4,232人/年	4,307人/年	増加	
地域リーダー（宮城県地球温暖化防止活動推進委員、互理町環境美化推進員等）	4人	71人	増加	
環境関連記事広報誌等への掲載回数	21回/年	19回/年	増加	

※現状値は各データの最新のものとする。

※目標値が算定できないものは目標の方向で表している。

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

IV-1 環境教育の推進

一人ひとりの環境にやさしい行動は、環境をよくすることにつながります。

そのため、環境教育の学習の機会を拡大するとともに、環境に関するイベントの開催等を通じて、一人ひとりの環境への意識や能力を高めながら、地域環境力の向上に努めていきます。

(1) 環境活動の促進

施策名	取り組み内容	担当課
①環境に関する情報の共有	○環境に配慮した生活様式への転換を進めるために、環境問題や取り組みについて、家庭や事業所へ広報紙やパンフレット等を活用し、わかりやすい情報の提供を行います。	町民生活課
	○先進的効果的な環境への取り組み等を収集し、町民や事業所へ情報提供を行います。	町民生活課

(2) 環境学習の推進

施策名	取り組み内容	担当課
①環境学習の充実	○すべての世代を対象に、出前講座や公民館事業と連携し、町内外の有識者等を活用しながら環境講座等を開催します。	町民生活課
	○各種イベントを通じて、環境問題についてのPRを行います。	町民生活課
	○環境教育の情報提供を行う等、小中学校と連携して環境学習の充実を図ります。	町民生活課 教育総務課
②地域リーダーの育成	○環境学習指導者や地域での環境活動の担い手となる指導者の育成と、宮城県地球温暖化防止活動推進員募集の周知や活用に努めます。	町民生活課
	○町職員が率先して、環境に対する意識の向上と環境への取り組みを行います。	町民生活課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

IV-2 協働で取り組む環境保全の推進

自然環境や生活環境の維持・向上には一人ひとりの取り組みが重要ですが、町内会（コミュニティ）や団体としての活動、事業所の取り組み、町の支援等により地域が一体となって取り組むことによって、より大きな効果が期待できます。

そのためにも、町民・事業者・町の各主体が、環境情報の収集や発信等に努め、情報の共有化を図り、協力・協働による環境保全活動と広域的な連携の強化を進めます。

(1) 町民・事業者・町による環境活動の推進・支援

施策名	取り組み内容	担当課
① コミュニティ活動の支援	○環境サークル活動等を積極的に支援して、町民を主体とした環境保全活動を推進します。	町民生活課
	○民間団体が行なったほうが効果的な環境関連事業については、地元NPO育成の観点からも、委託する方向で検討します。	町民生活課
② 環境保全活動への参加促進	○環境保全活動への参加促進の拡大と、効果的なPR方法について検討します。	町民生活課
	○町民や事業者へのアンケート調査等により、住民のニーズを把握し、施策に反映させます。	町民生活課
	○町民・事業者・町が協働して環境保全を行うため意見交換の場を必要に応じて設定するとともに、環境基本計画を推進するための組織づくりを行います。	町民生活課

(2) 広域的連携による環境活動の推進

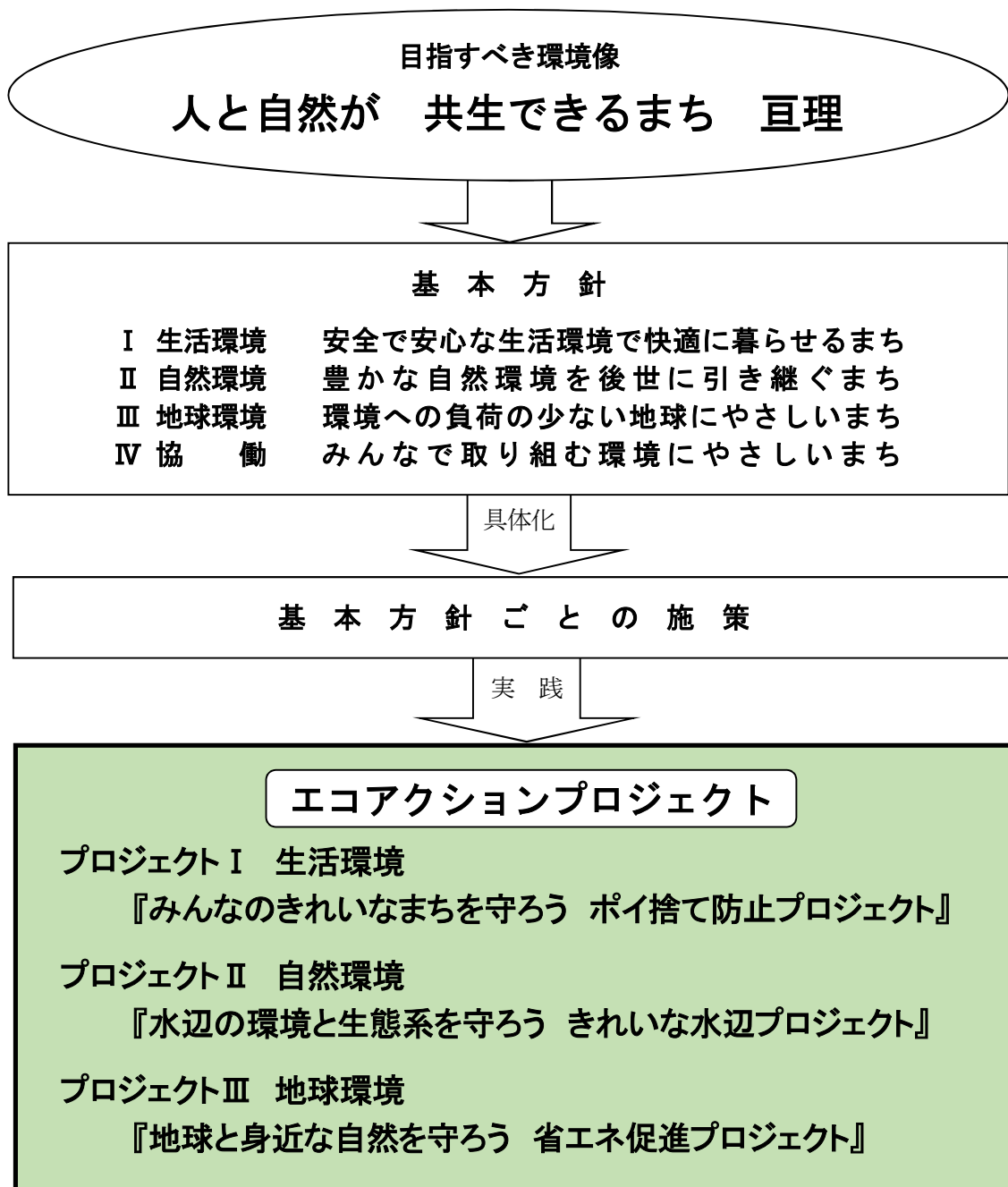
施策名	取り組み内容	担当課
① 関係機関・団体との連携強化	○河川や海岸を共有する市町や管理者（国・県等）と連携して、環境保全に取り組みます。	町民生活課 各交流センター
	○関係機関と連携して、森林の環境保全に取り組みます。	農林水産課
	○環境先進都市の事例を収集して、施策反映することを検討します。	町民生活課

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

5. エコアクションプロジェクト

本章第3節の基本方針ごとの施策では具体的な取り組みを掲げましたが、その中でも特に、計画推進の第一歩として『親しみやすく誰もが実践できる施策』をエコアクションプロジェクトと位置づけ、町民・事業者・町の三者協働で継続的に取り組むことにより、本章第1節で掲げた「目指すべき環境像」の効率的な実現と、地域環境力の向上を図ります。

エコアクションプロジェクトは「生活環境」「自然環境」「地球環境」からの3項目で設定し、三者の役割を明確化し「協働」により推進します。



第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

プロジェクトⅠ 生活環境

名 称	みんなのきれいなまちを守ろう ポイ捨て防止プロジェクト
目 的	<p>平成18年に制定された「みんなできれいなまちにする条例」に基づき、環境美化の取り組みが町内会や各種団体を中心に活発に行われています。</p> <p>しかし、町ではごみのポイ捨てや不法投棄、家庭ごみの野外焼却、犬や猫のフン放置等が見られ、清潔であるべき生活環境が不適切な状態になっている現状が一部で見られます。</p> <p>また、今回実施した環境アンケートからもごみの散乱が増えたとの意見が多く挙がっています。</p> <p>そこで、一人ひとりのマナーやモラル等の環境美化意識の向上を図りながら、関係機関と連携して、『みんなのきれいなまちを守ろう、ポイ捨て防止プロジェクト』として活動を推進します。</p>
関連施策	<p>I-1-(3)- ①不法投棄の防止</p> <p>I-2-(1)- ①環境美化意識の向上 ②地域清掃の推進 ④土地の適正管理の指導</p> <p>Ⅲ-1-(1)- ②廃棄物の適正処理指導</p> <p>Ⅳ-2-(2)- ①関係機関・団体との連携強化</p>
協働形態	町民、事業者、町内会、町、関係機関
場 所	町内全域
具体的な取り組み	<p>○みんなできれいなまちにする条例及び環境美化意識の向上に対する意識啓発を行います。【担当：町民生活課】</p> <p>○不法投棄防止のため指導員を設置し、パトロール監視活動の強化を図ります。【担当：町民生活課】</p> <p>○ポイ捨て防止看板、不法投棄防止看板、ペットのフン放置禁止看板の設置や提供と呼びかけを行います。【担当：町民生活課】</p> <p>○ペットの飼育講習会等を開催し、マナーやモラルの向上を図ります。【担当：町民生活課】</p> <p>○各種団体での環境美化活動の取り組みに、ごみ袋提供やごみの回収等の支援を行います。【担当：町民生活課】</p> <p>○廃棄物の適正処理方法や各種リサイクル法に関して、広報紙等で周知徹底を図ります。【担当：町民生活課】</p> <p>○法律で禁止されている家庭ごみの野外焼却に対して、広報紙やパトロール等により啓発と指導を行います。【担当：町民生活課】</p> <p>※ I-1-(3)- ②の具体的な取り組みと同じ</p>
各主体の取り組み内容	<p>○町 民：環境美化活動への協力、不適正行為の監視・情報提供</p> <p>○事 業 者：環境美化活動への協力、不適正行為の監視・情報提供</p> <p>○町 内 会：環境美化活動への協力、不適正行為の監視・情報提供</p> <p>○関係機関：不適正行為の監視強化</p> <p>○ 町 ：不適正行為の監視強化、取り組みへの各種支援</p>

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

プロジェクトⅡ 自然環境

名 称	水辺の環境と生態系を守ろう きれいな水辺プロジェクト
目 的	<p>今回実施した環境アンケートからも互理町の期待する将来像の結果として、川や海がきれいになる、水がきれいなまち、美しい海岸のあるまちなどの意見が上位に挙がっています。</p> <p>町民の財産ともいえる水辺の自然や生態系を保全・保護するため、阿武隈川や海岸等で協働による清掃活動を定期的に行い、漂着ごみやポイ捨てごみのない水辺の環境を目指します。</p> <p>また、これと併せて鳥の海や周辺水路の水質向上を目指し、『水辺の環境と生態系を守ろう、きれいな水辺プロジェクト』として活動を推進します。</p>
関連施策	<p>I-1-(2)- ①水質の監視活動 ②生活排水の適正処理の推進</p> <p>II-1-(1)- ①生息調査と保護の推進 ②生息環境の保全の推進</p> <p>II-3-(1)- ①阿武隈川の環境保全の推進 ②海岸の環境保全の推進</p> <p>IV-2-(1)- ②環境保全活動への参加促進</p> <p>IV-2-(2)- ①関係機関・団体との連携強化</p>
協働形態	町民、事業者、町内会、町、関係機関
場 所	阿武隈川、鳥の海、荒浜海岸、大畑浜海岸、吉田浜海岸周辺
具体的な取り組み	<p>○毎年継続して定期清掃を実施します。【担当：町民生活課】</p> <p>○毎年水質調査を実施して、改善の必要があるときは関係機関に呼びかけます。【担当：町民生活課】</p> <p>○町民・事業所に対して生活排水の適正処理について、戸別訪問等の啓発を行います。【担当：上下水道課】</p> <p>○阿武隈川の清掃活動を継続的に実施し、町民・事業所・関係機関と協働で実施します。【担当：町民生活課、各地区交流センター】</p> <p>※II-3-(1)- ①の具体的な取り組みと同じ</p> <p>○海岸の保全、プラスチックごみの海洋流出を防止するために、荒浜海岸、鳥の海周辺及び吉田浜海岸の清掃活動を町民・事業所・関係機関等との協働により、継続的に実施します。【担当：町民生活課、各地区交流センター】</p> <p>※II-3-(1)- ②の具体的な取り組みと同じ</p>
各主体の取り組み内容	<p>○町 民：一斉清掃活動への参加、生活排水の適正処理の推進</p> <p>○事業者：一斉清掃活動への参加、排水の適正処理の推進</p> <p>○ 町 ：一斉清掃実施、水質調査、下水道整備、合併浄化槽普及促進 各種周知啓発</p>

第2章 目指すべき環境像と具体的な取り組み

プロジェクトⅢ 地球環境

名 称	地球と身近な自然を守ろう 省エネ促進プロジェクト
目 的	<p>さまざまな地球環境問題のなかでも、温室効果ガスが原因とされる地球温暖化は最も深刻な問題となっています。地球温暖化による異常気象や生態系の変化、海面上昇等が世界的に懸念されており、その兆候が出始めているとさえいわれています。これら地球温暖化の影響は遠い外国のできごとではなく、互理町に住む私たちの生活にも、自然災害や食糧問題、健康被害等の影響を及ぼす問題でもあります。</p> <p>地球温暖化防止のために私たちにできることは、一人ひとりがその原因を謙虚に受け止め、行動することです。環境へ配慮した行動の積み重ねが、私たちの安全で安心な生活環境を守り、豊かな自然環境を守り、地球を守ることに繋がっていくのです。</p> <p>私たちにできる地球温暖化防止の第一歩として、家庭や事業所でできる省エネルギー等の身近な取り組みから始めることが大切です。温室効果ガスの削減と限りある資源の有効利用を図るため、誰もが継続して実践できる省エネルギー活動等を促し、『地球と身近な自然を守ろう 省エネ促進プロジェクト』として活動を推進します。</p>
関連施策	<p>Ⅱ-1-(1)- ①生息調査と保護の推進 ②生息環境の保全の推進</p> <p>Ⅱ-2-(1)- ①森林の保全・整備の推進</p> <p>Ⅱ-2-(2)- ②緑と親しむイベントの実施</p> <p>Ⅲ-1-(1)- ①3Rの推進 ②廃棄物の適正処理指導</p> <p>Ⅲ-2-(1)- ①環境にやさしい活動の普及促進</p> <p>Ⅲ-2-(1)- ②環境にやさしい交通機関の活用促進</p> <p>Ⅲ-3-(1)- ①地球温暖化問題への意識向上 ③新エネルギー・省エネルギー設備利用促進</p> <p>Ⅳ-1-(1)- ①環境に関する情報の共有</p> <p>Ⅳ-2-(1)- ②環境保全活動への参加促進</p>
協働形態	町民、事業者、町内会、町
場 所	町内全域
具体的な取り組み	<p>○家庭・事業所・町内会で取り組める省エネ活動について、ホームページや広報紙等で情報提供を行います。【担当：町民生活課】</p> <p>○家庭・事業所・町内会で取り組んでいる、3Rや省エネ方法を募集し、効果的な取り組みについて広報紙等で紹介します。【担当：町民生活課】</p> <p>○毎年2月の省エネルギー月間を広報等で周知します。【担当：町民生活課】</p> <p>○省エネルギーや地球温暖化防止に関する活動の情報収集や、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」（クールチョイス）の普及啓発に取り組みます。【担当：町民生活課】</p> <p>※Ⅲ-3-(1)- ②の具体的な取り組みと同じ</p>
各主体の取り組み内容	<p>○町 民、事業者、町内会：省エネルギー活動の実施</p> <p>○ 町 ：省エネルギー活動の実施、先進的な取り組みの紹介・情報提供</p>

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制

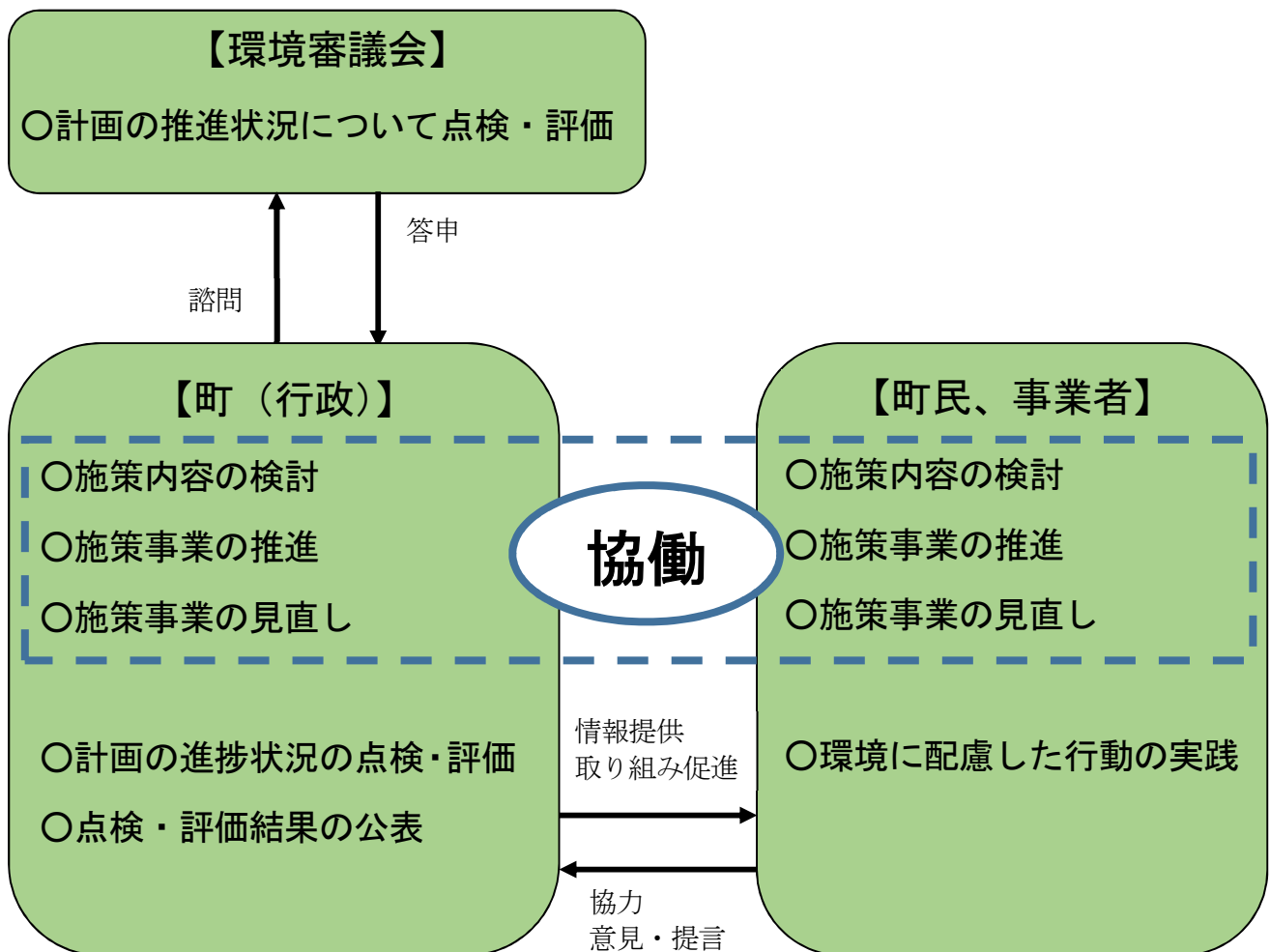
(1) 町民・事業者・町等の協働による推進体制

基本計画の目標達成のためには、町民・事業者・町等が良好なパートナーシップを形成しながら、それぞれが責任を持ち、本町の環境を考え協働で取り組んでいくことが重要です。

そのため、町民・事業者・町の役割に応じた取り組みをネットワーク化し、計画全体を推進する体制の整備・充実に努めます。

また、町民・事業者・町が協働して環境保全を行うため意見交換の場を必要に応じて設定するとともに、環境基本計画を推進するための組織づくりを行います。

■協働による推進体制



2. 計画の進行管理

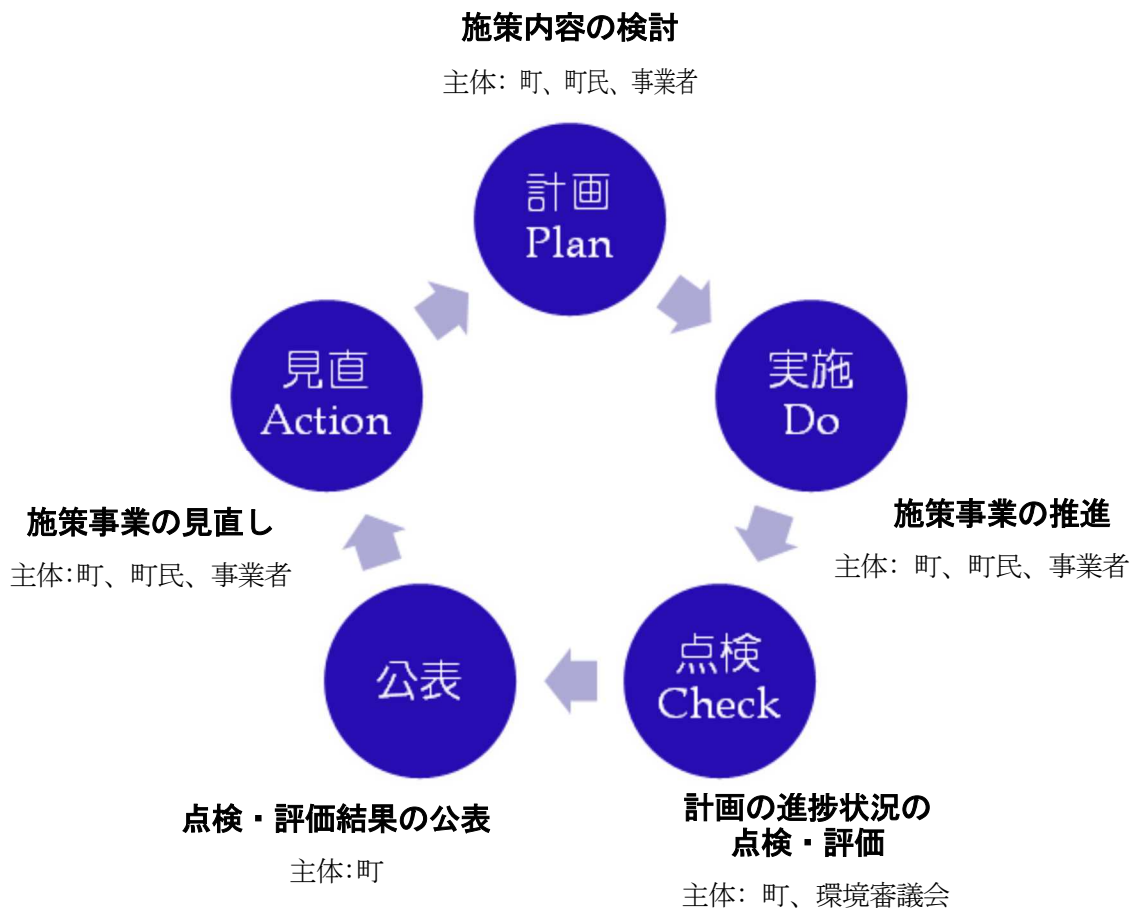
計画の実効性を高め、適正な推進を図るため、環境マネジメントシステムPDCAサイクルの考え方にに基づき、進行管理を行います。

(1) 計画の点検・評価

互理町環境審議会は、本計画に基づく施策等の実施状況及び進捗状況と合わせ、基本計画の推進状況について点検・評価を行います。

(2) 点検・評価結果を受けての公表・見直し

互理町環境審議会の点検・評価結果をふまえ、基本計画の推進状況を公表します。評価に基づき、基本計画の施策事業や各種取り組み等について、見直しを行います。



資料編Ⅰ 巨理町の現状

資料編 I 亶理町の現状

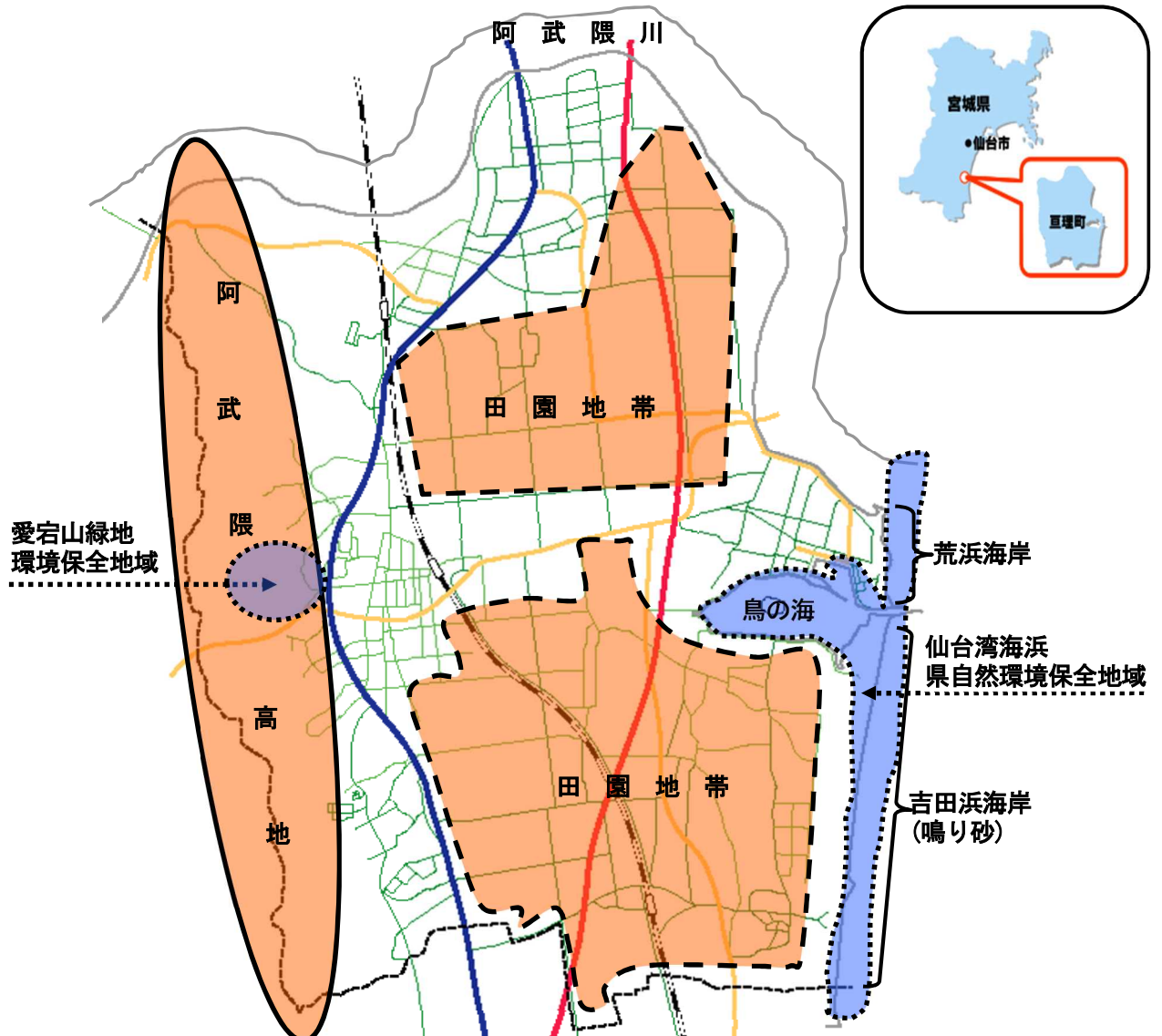
1. 亶理町の概要

(1) 位置

亶理町は宮城県南東部の太平洋岸、仙台市の南約26キロメートルに位置し、面積は73.60平方キロメートルで、南北10キロメートル、東西7キロメートルの縦長の形をしており、東は太平洋、南は山元町に接し、西は標高200メートル前後の阿武隈高地をへだてて角田市に接し、北は阿武隈川をはさんで岩沼市となっています。

地勢は、西部に豊かな里山地帯、東部は阿武隈川の氾濫原によって形成された肥沃な沖積平野からなる田園地帯と大きく二分されています。

また、県内最大規模の干潟を有する鳥の海があり多様な地勢からなっています。気候も温暖で、県内では最も生活しやすい自然環境に恵まれた地域です。

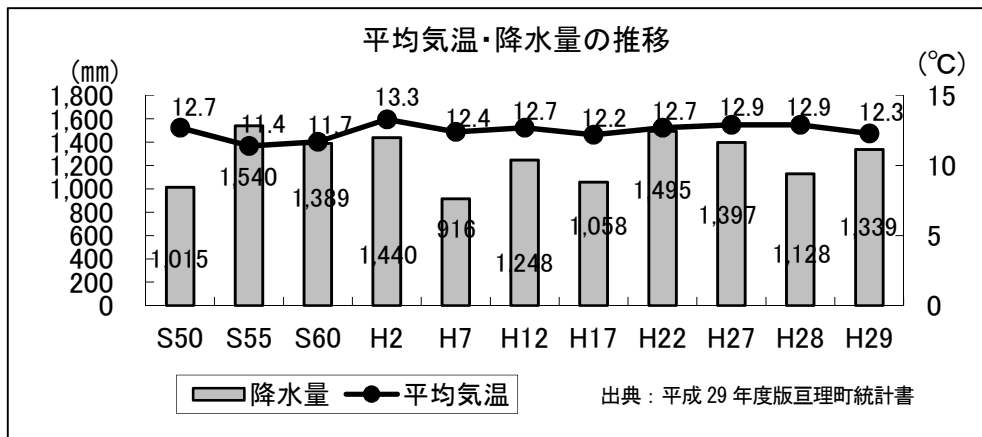


資料編 I 亙理町の現状

(2) 気象

仙台管区気象台の観測所の観測結果によると、平成21年から令和元年までの10年間の平均気温は約12.48℃、平均降水量は約1233.85mmとなっています。

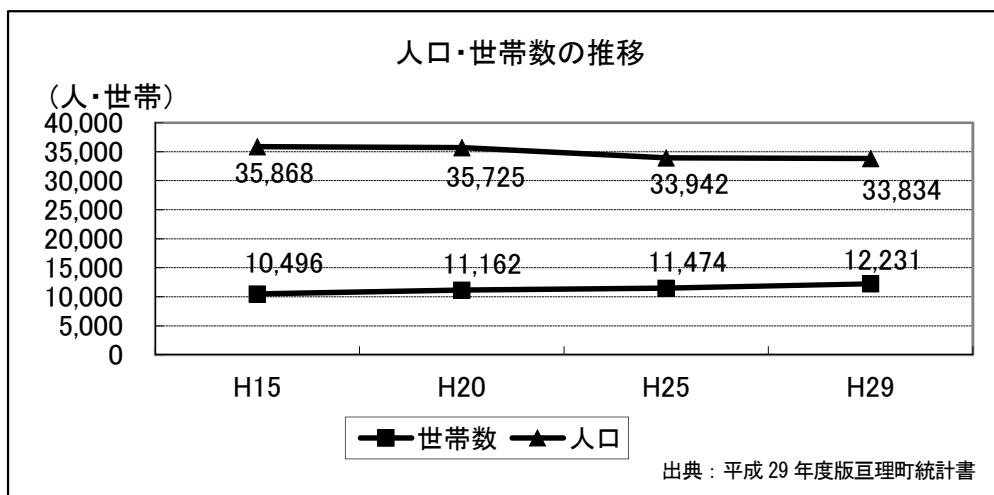
平均気温は、昭和50年(12.7℃)から平成29年(12.3℃)までの43年間で12℃前後を保っています。



(3) 人口

本町の人口は、平成15年度と比べ減少傾向にあります。それに比べ世帯数は、年々増加傾向にあります。このことから、単身者及び核家族化が進行しているものと考えられます。

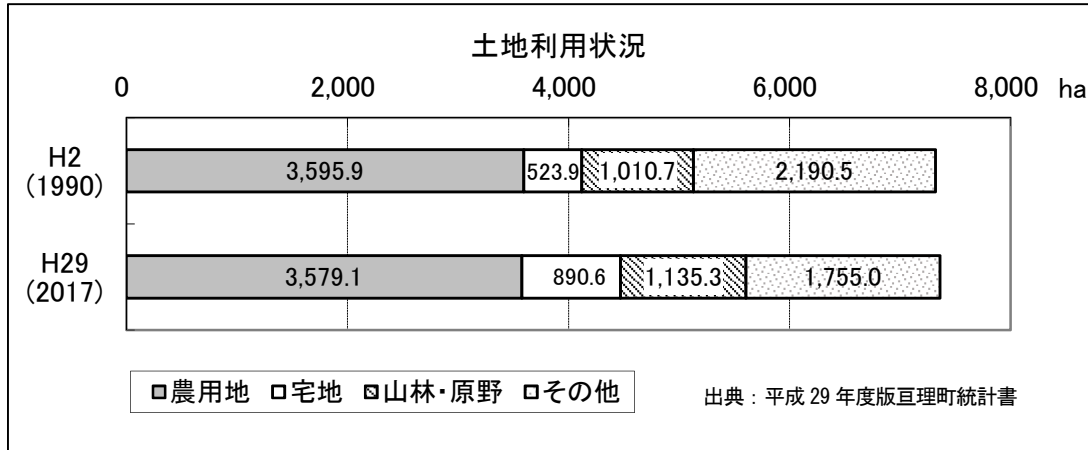
なお、全国的に少子高齢社会が進み、総人口が長期の減少傾向にあります。が、「平成30年度版亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では令和22年の将来人口を27,095人と予測しています。



(4) 土地利用

平成2年度から平成29年度における土地利用状況（地目別土地評価面積による）の推移で目立つのは宅地面積の増加であり、27年間で約70パーセント増加となっています。

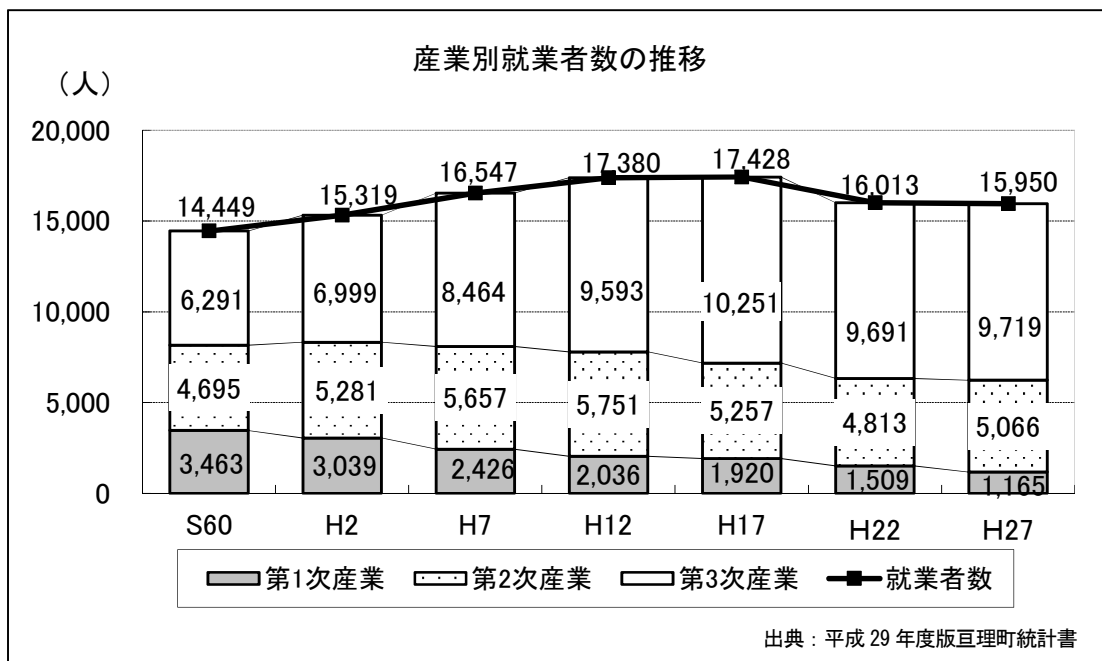
また、山林・原野は約12パーセント増加、その他の地目は約20パーセント減少しています。



(5) 産 業

産業別就業者数は、平成27年第1次産業が1,165人(7%)、第2次産業が5,066人(32%)、第3次産業が9,719人(61%)となっています。昭和60年と比べ第1次産業は66%の減少、第2次産業は8%の増加、第3次産業55%の増加と、第3次産業の割合が高くなっています。

就業者数は、平成27年は15,950人で、平成17年をピークに減少しています。



2. 亙理町の環境の現状

(1) 生活環境

■公 害

逢隈地区の一部地域は、悪臭防止法の指定地域に指定され、宮城県とともに監視指導を行なっています。

工場・事業所から発生する騒音・振動に対する規制についても、特定施設を設置している工場・事業所に対し、騒音規制法、振動規制法並びに宮城県公害防止条例の基準により監視指導を行なっています。

道路の騒音については、国道6号と主要地方道相馬亙理線の2ヶ所と、平成21年度より仙台東部道路と常磐自動車道の2ヶ所、平成29年度に常磐自動車道の2ヶ所を追加し年1回調査を行なっています。

近年は工場が原因となる公害が減少する一方、道路騒音や飲食店からの騒音、ペットの飼い方に対する苦情等、都市生活型公害の問題が増加傾向にあります。

また不法投棄や不法焼却も依然として見受けられる状況です。

○公害の苦情件数（件）

		H29	H30	H31 (R1)
典 型 7 公 害	大気汚染	0	1	5
	水質汚濁	0	0	2
	土壌汚染	0	0	0
	騒音	1	1	3
	振動	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0
	悪臭	1	3	3
小 計		2	5	13
不法投棄		7	11	18
その他		123	98	91
小 計		130	109	109
合 計		132	114	122

※大気汚染については不法焼却も含む。



* 課題

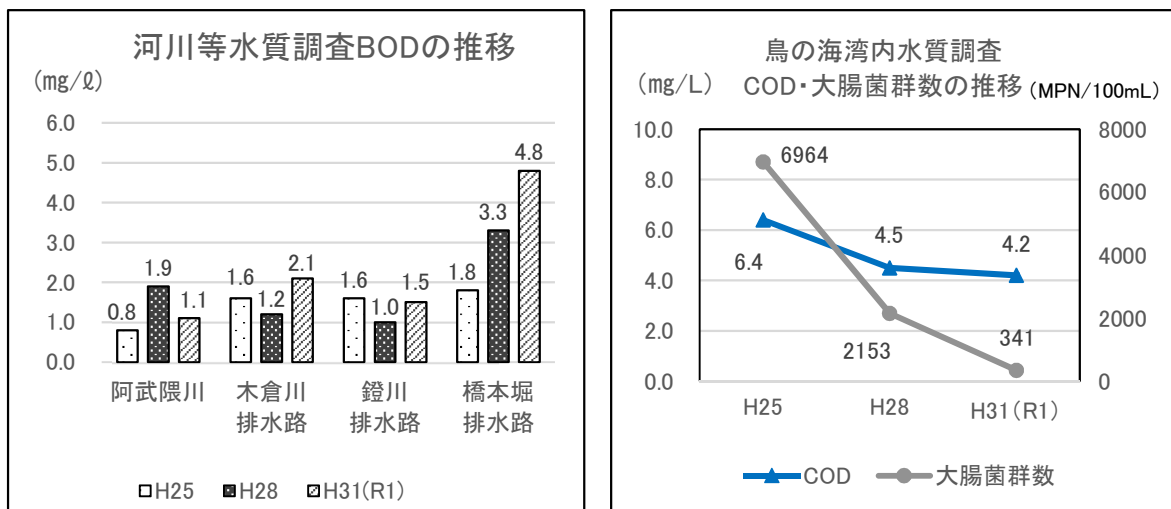
- 工場・事業所への監視・調査指導の継続
- 不法投棄の防止
- 仙台東部道路、常磐自動車道の4車線化に伴う道路騒音の監視強化

■水質の状況

水質調査は毎年、町内 33 ヶ所で定点観測されており、その対象は阿武隈川、鳥の海湾内、農業用排水路、雨水路等の公共用水域のほか、地下水や公害防止協定を締結している企業周辺、住宅団地の汚水処理施設周辺としています。

これまでの調査結果では、河川については環境基準内の良好な水質が認められます。

しかし、鳥の海湾については、海水の代表的な水質指標として用いられる COD が基準値を上回る数値となっています。これは排水路を鳥の海湾に集めるよう水路網を整備してきたことにより、春から夏の農繁期における水田への施肥成分が集中すること、また、汽水湖である鳥の海の湾口部が狭く、海水交換の効率が悪く湾内に滞留することにより富栄養化しているものと思われます。大腸菌群についても、春から夏にかけては基準値を上回る数値が観測されることがありますが、水の出入りが少ない水域であることによるものと考えられます。

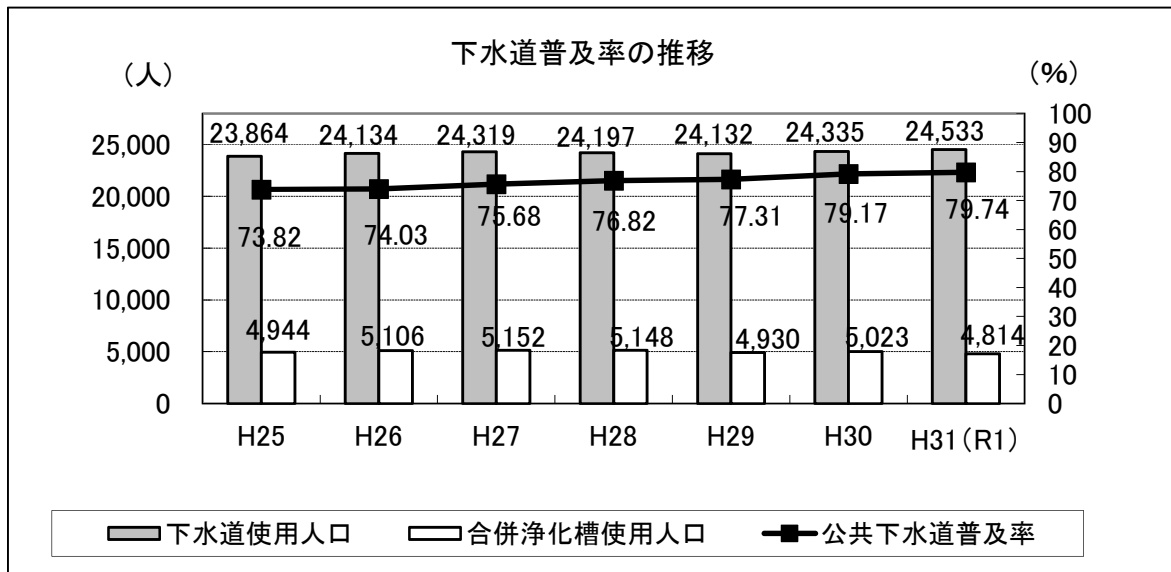


水質環境基準類型

(河川) 阿武隈川…A類 (BOD基準値 2 mg/ℓ以下)

(海域) 鳥の海湾内…A類 (COD基準値 2 mg/ℓ以下)

資料編 I 巨理町の現状



*** 課題**
 ●鳥の海湾内の水質向上 ●公共下水道の整備と合併浄化槽の普及促進

■環境美化

清潔な環境を保持するため、定期的に清掃活動や側溝清掃等を行なっています。

また、7月第1土曜日には住民、事業所が協働で町内一斉清掃を実施し、環境美化に対する意識の向上を図っています。

また、ボランティアで行う団体や事業者などに対し、道路、公園などの清掃活動を支援するため、地域清掃用ごみ袋を無償配布しています。

近年、空き地や空き家での雑草繁茂等に関する苦情も多いため、適正管理の指導を行なっています。

現在、町内の空き家の有効活用と、定住促進を目的として、「空き家バンク」制度の策定を進めています。

※空き家バンクとは、町のホームページ上に空き家物件情報を掲載し、「空き家を売りたい・貸したい」と考えている所有者（管理者）と「空き家を利用したい」という希望者との橋渡しをするものです。

○雑草繁茂等苦情件数

H29年度	108件
H30年度	92件
H31(R1)年度	69件

*** 課題**
 ●環境美化に対するモラルやマナーの向上 ●空き地や空き家の適正管理指導

(2) 自然環境

■水辺（河川・海岸・水路）

本町と岩沼市との間には一級河川阿武隈川が流れており、太平洋へ注いでいます。

阿武隈川河口には県内最大規模の干潟を有する鳥の海があり、鳥の海をはさんで荒浜海岸と吉田浜海岸に分かれています。荒浜海岸はレジャー等で一年を通して自然を楽しむ場所となっていました。東日本大震災の影響により現在、荒浜海水浴場の営業は休止となっています。

また、吉田浜海岸には国内最大規模といわれている鳴り砂が存在し、これらの砂浜の背後地にはクロマツ林が広がっておりましたが、東日本大震災の大津波により海岸林(防潮林)が流失しました。震災後、わずかに残った防潮林から種を採取し、地元住民・小学生・ボランティア・NPO団体らが、苗木づくり・植樹などの再生活動に取り組んでいます。荒浜海岸と吉田浜海岸の間には鳥の海がありますが、鳥の海は県内最大規模の潟湖であり、震災復興に伴い鳥の海湾岸一帯も自然観察や釣り等、自然と親しめる場所に戻りつつあります。

これらの海岸と背後の保安林を含む一帯は、仙台市から山元町までの太平洋沿岸において、特に保全すべき自然環境として宮城県から指定を受けている『仙台湾海浜県自然環境保全地域』に包含されています。

その他、町内には水路やため池等の水辺も数多く存在しており、これらは農業用等の施設として利用されているほか、洪水の防除等の防災上の機能を担っているものもあります。



吉田浜海岸（鳴り砂）



吉田浜海岸（鳴り砂）清掃

*課題

- 海岸部の砂浜に漂着するごみや流木の除去と吉田浜海岸鳴り砂の保護
- 阿武隈川河口に漂着し堆積するごみの除去

資料編 I 亘理町の現状

■ 森 林

本町の森林は町の総面積の約 14 パーセントを占めており、自然環境と景観を構成する重要な要素となっています。

本町の森林の所在は大きく分けて 2 つあり、1 つは本町西部に連なる阿武隈高地に形成される森林です。この森林は大半を占めるスギ林のほか、広葉樹の天然林等も含む多様な林相によって構成されている里山の景観を形成しており、特に愛宕山周辺は『愛宕山緑地環境保全地域』として宮城県の指定を受けています。また、亘理中学校南側には『四季の森』と呼ばれる町有林があり、林内には遊歩道等が整備されています。

もう 1 つは本町東部の海岸に連なる松林であり、クロマツによって構成されています。この松林は、国や県及び町が所有する公有林で、そのほとんどが飛砂防備保安林となっていました。震災の影響で多くの松林が流失してしまいました。また、鳥の海湾内には『海浜の森』として、松林内を散策できた「蛭塚」についても、同様に被災しましたが、共に災害復旧事業により苗木の植栽等を行い、松林の再生を行っています。

* 課題

- 森林の適正な管理
(間伐や下刈り等) の促進
- 松くい虫対策
- 森林での不法投棄の防止



愛宕山(愛宕山緑地環境保全地域)

■ 農用地・公園緑地

農用地や公園の緑地は最も身近にふれあえる自然環境であるといえます。

農用地については、本町の土地利用の大半を占め、主に水田として利用されていますが、西部の丘陵地帯ではりんごの樹園地や畑地、牧草地等が点在し、吉田地区東部、中部には東北で最大規模のイチゴ団地も広がっています。これら農用地も水辺や森林と同じく、本町の自然環境と景観を構成している重要な要素となっています。

公園緑地については、亘理公園や鳥の海公園等の比較的規模の大きい都市公園をはじめとして農村公園や街区公園等、多様に整備された公園が町内に散在し、憩いの場として利用されています。

しかし、東日本大震災の津波により甚大な被害を受け、現在農地復旧及び圃場整備が進められています。

また、津波被害を受けた鳥の海公園については都市公園・防災公園として生まれ変わり、平成 30 年 4 月に開園されました。

* 課題

- 遊休農地の解消
- 利用者の要望に即した公園整備

■景観・文化財

本町には城下町の面影が残る景観も見られ、国や県指定文化財等の歴史的遺産も数多く残されています。幸いにも東日本大震災による被害は大きくありませんでした。

町の平野部には、本町の景観を代表するイグネ（屋敷林）のある田園地帯が広がり、澄んだ空気の中に四季折々の美しい景観を見ることができ、私たちに安らぎを与えてくれます。

しかし、歴史的・文化的景観であるイグネ（屋敷林）は、沿岸部において、津波の影響による塩害や流出被害により減少してしまいました。

○亙理町的主要文化財

分類	種別	名称・数量
国指定	天然記念物	称名寺のシイノキ
	史跡	三十三間堂官衙遺跡
県指定	天然記念物	称名寺のスダジイ
	彫刻	木造阿弥陀如来立像
	建造物	伊達成実霊屋
町指定	彫刻	2
	古文書等	3
	建造物	5
	無形民俗文化財	3
	史跡	1
国登録	建造物	3



朝焼けの田園風景

* 課題

- 田園風景の保存
- 文化財の保護・伝承

■生態系

本町では多種多様な動植物が確認され、東日本大震災前は、環境省と宮城県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されている希少生物のコアジサシや、ヒメキンポウゲ、順絶滅危惧のシバナ等の希少植物が確認されていました。

今後、必要に応じて生息環境の調査を行います。

その他の動植物についても、海岸やため池等の水辺や森林をはじめ、住宅の近くでも多くの種類を見ることができます。

また、近年、イノシシやハクビシンなどの野生動物が人家周辺や農地に出没することが報告されています。

* 課題

- 希少動植物の保護と生息環境の保全



コアジサシ



ヒメキンポウゲ

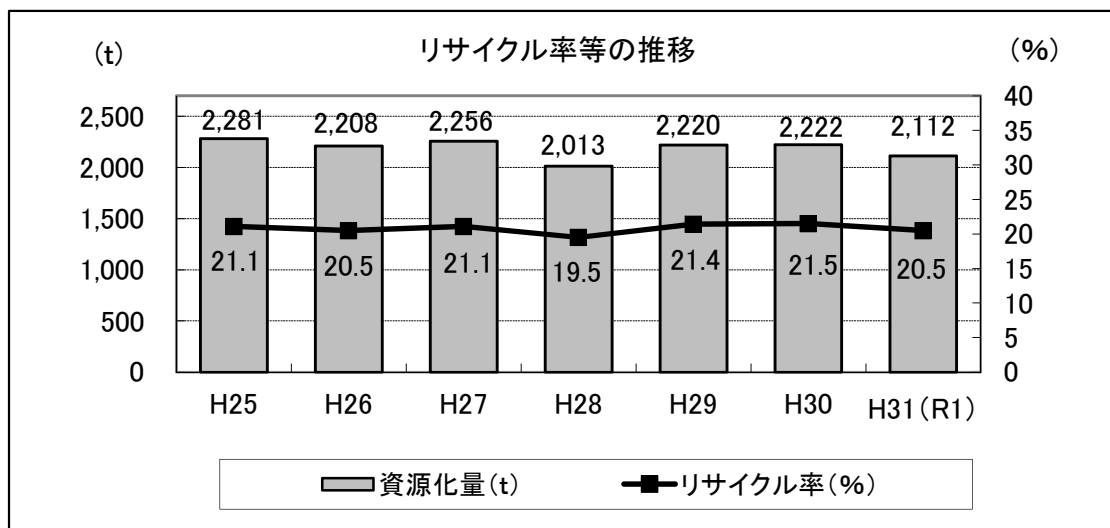
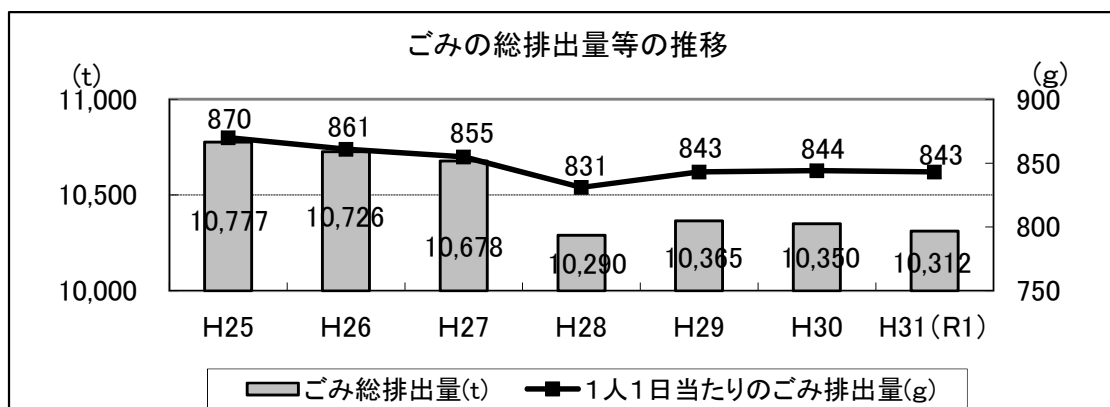
(3) 地球環境

■ごみ

本町のごみ総排出量は年々減少傾向にあり、1人1日当たりの排出量は840グラム前後を推移しており、リサイクル率、資源化量は共に横ばい傾向にあります。ごみ処理事業については、平成14年から名取市、岩沼市、山元町、亶理町の広域で処理されています。

平成28年4月より、亶理清掃センターでの一部品目の受け入れを除き、岩沼東部環境センターにごみ処理が一本化されています。

また、最終処分場の土地の確保等が必要とされており、今後、2市2町と歩調を合わせ亶理名取共立衛生処理組合とも連携強化が必要になります。



*** 課題**

●ごみ減量化と3Rの推進

●近隣市町や関係機関との連携強化

■地球温暖化防止

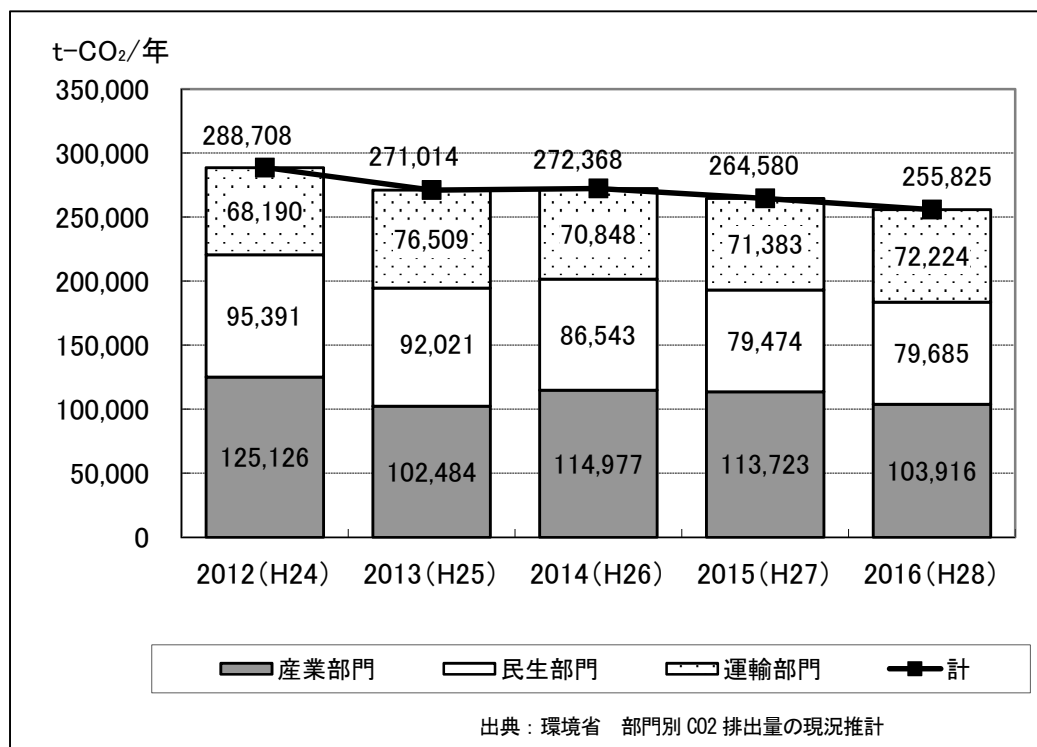
地球温暖化防止の取り組みとして、亶理町では、亶理町地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。

その取り組みの一つに、みやぎ環境交付金事業として、平成23年度から平成27年度まで防犯灯LED化事業、平成28年度から図書館照明LED化事業により消費電力を抑え地球温暖化を助長するといわれている二酸化炭素の排出量を削減する取り組みを行っています。

また、町施設からの温室効果ガス排出抑制のため、亶理町地球温暖化対策実行計画に基づき実行計画を策定するとともに、実施状況を公表しています。

なお、町域から排出される温室効果ガスの推計年度別の推移については、年々減少傾向にあります。運輸部門によるエネルギー使用によるCO₂排出量は上昇傾向ではありますが、産業部門（製造業及び建設業・工業農林水産業）、民生部門（家庭・業務・一般廃棄物）は年々減少傾向にあります。

○町域から排出される温室効果ガスの推計



* 課題

- 地球温暖化に関する情報提供
- 町域から排出される温室効果ガス排出量の調査把握
- 輸送にかかるエネルギー削減を図るため地産地消の促進
- 町民・事業者・町それぞれができる取り組みの実践

(4) 環境教育

■環境学習

出前講座と公民館事業、環境に関する研修や自然体験型イベント等を開催し意識改革を行なっています。

また、阿武隈川サミット関連事業による流域市町村との交流や、こどもエコクラブ入会への参加を呼びかけています。環境関連講座参加人数については、基準年度においては各種事業が実施され、多くの方が環境学習に参加されています。

* 課題

- 魅力ある学習内容の提供

■人材育成

環境美化の地域リーダーとして環境美化推進員を委嘱し、環境に関する施策の推進を図っています。

また、町内を健康で住みよい街に作りあげるための運動を推進するとともに公衆衛生の普及に協力することを目的としている巨理町公衆衛生組合連合会と連携し、ごみ集積所の管理や地域の防疫活動も行なっています。



巨理町公衆衛生組合連合会のクリーンステーション活動



巨理町公衆衛生組合連合会巨理支部の清掃活動

* 課題

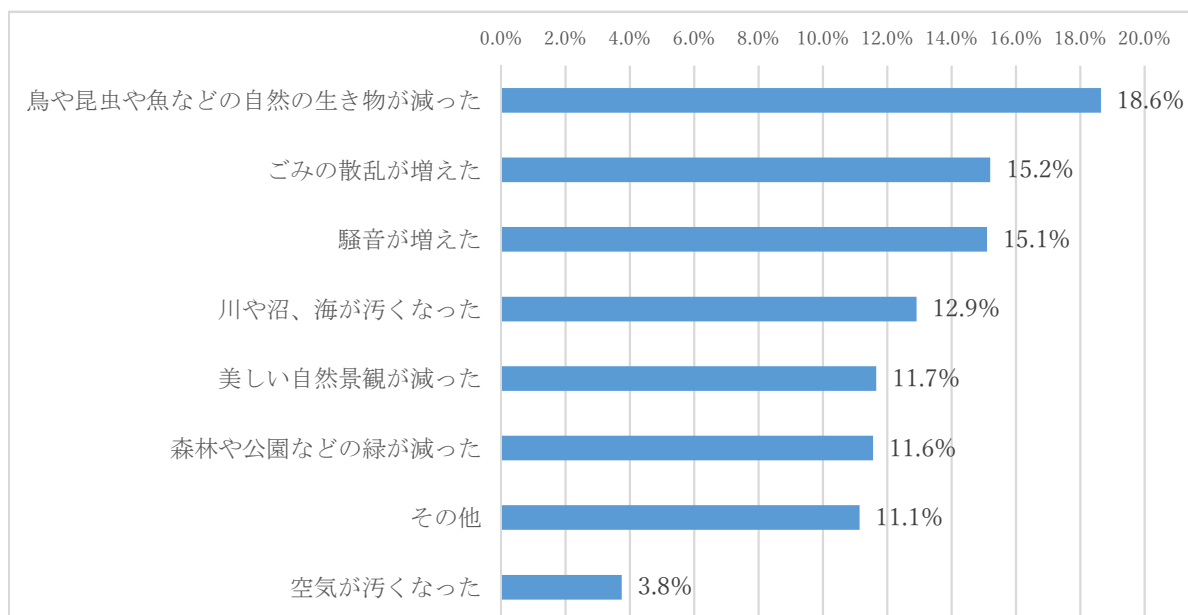
- 住民団体との連携強化

3. 町民・事業所・小中学生の環境意識とニーズ

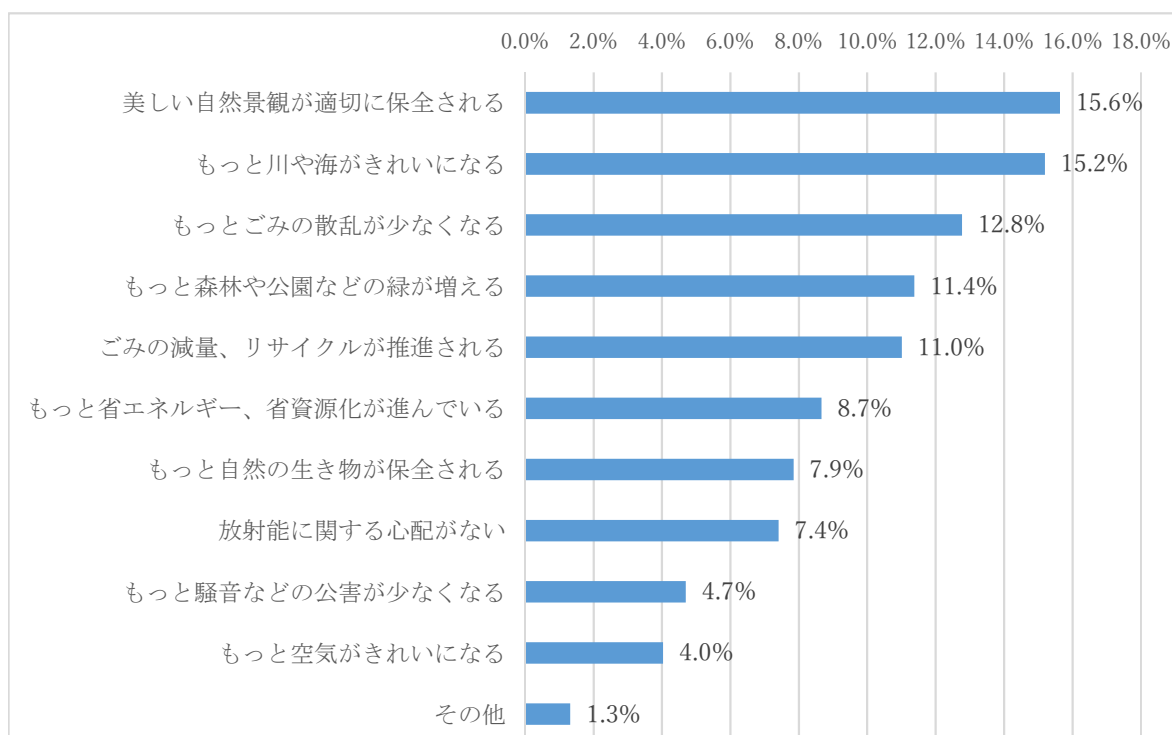
環境に対する現状を調査するため、令和2年度に一般町民・事業者・小中学生を対象として、環境に関するアンケートを実施しました。

(1) 一般町民（対象1,000名・回答率48.1%）

■環境に対する現状について



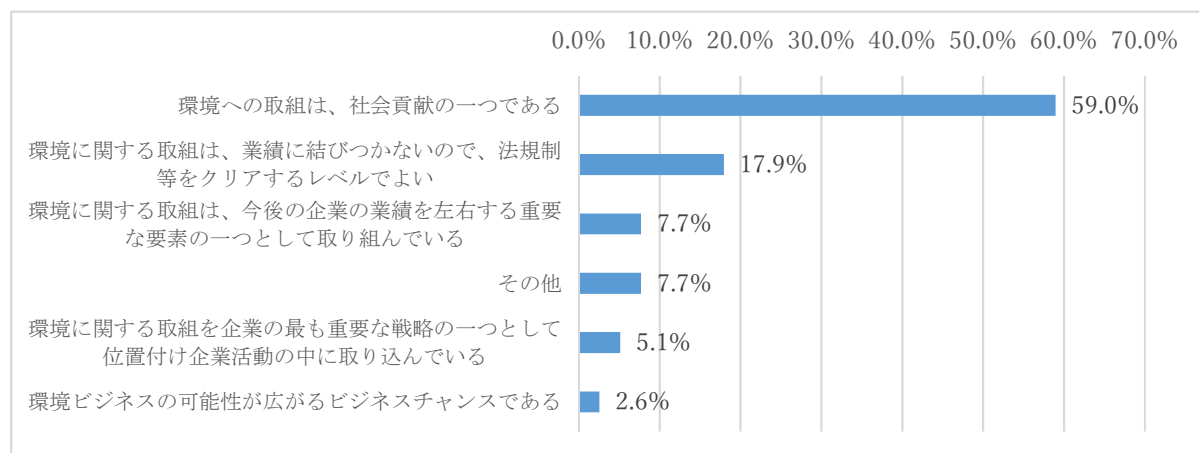
■巨理町の将来像について



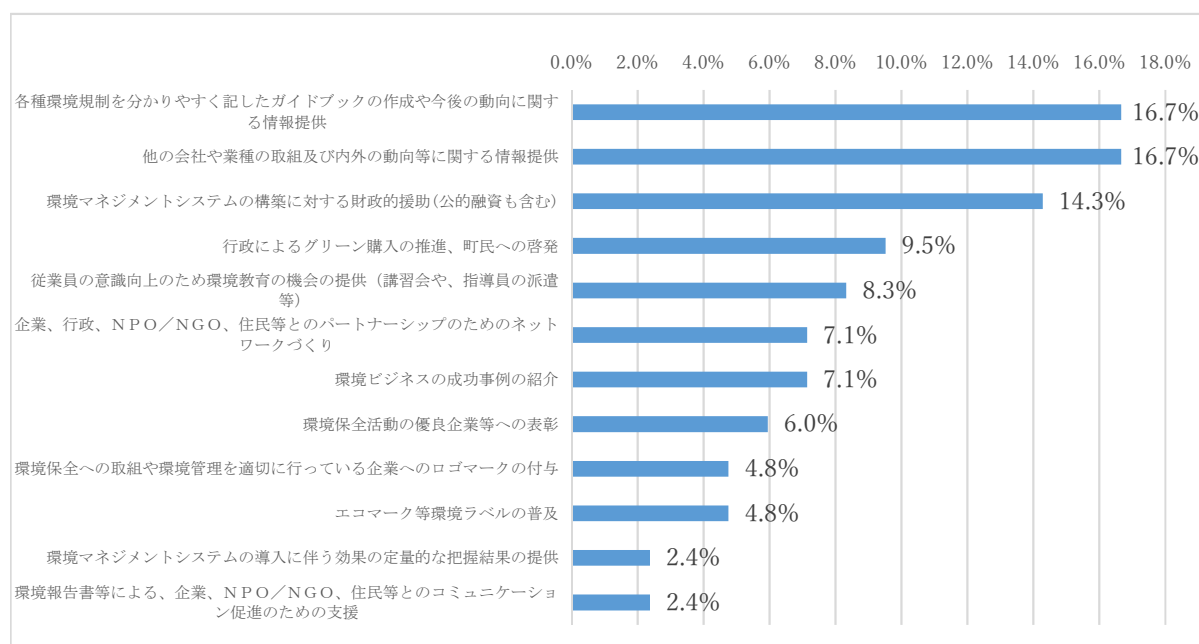
資料編 I 巨理町の現状

(2) 事業所 (対象 100 事業所・回答率 50.0%)

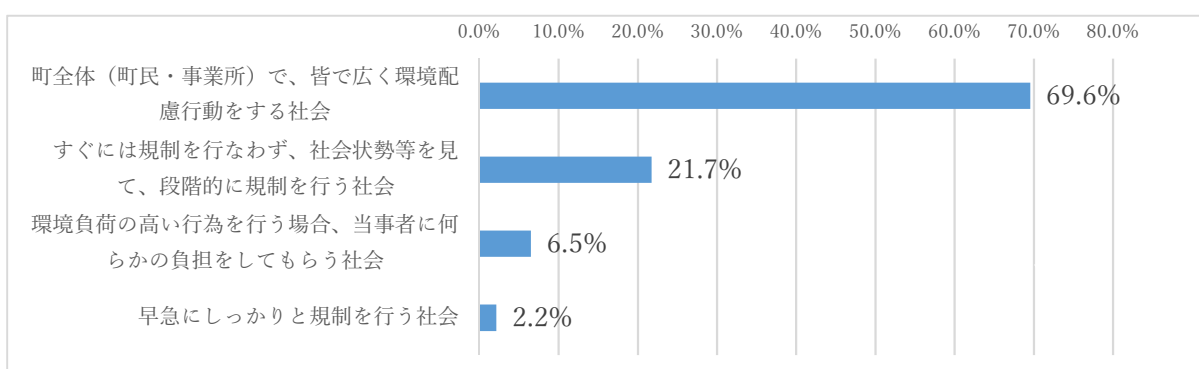
■環境への取り組みのあり方について



■行政に期待する支援について

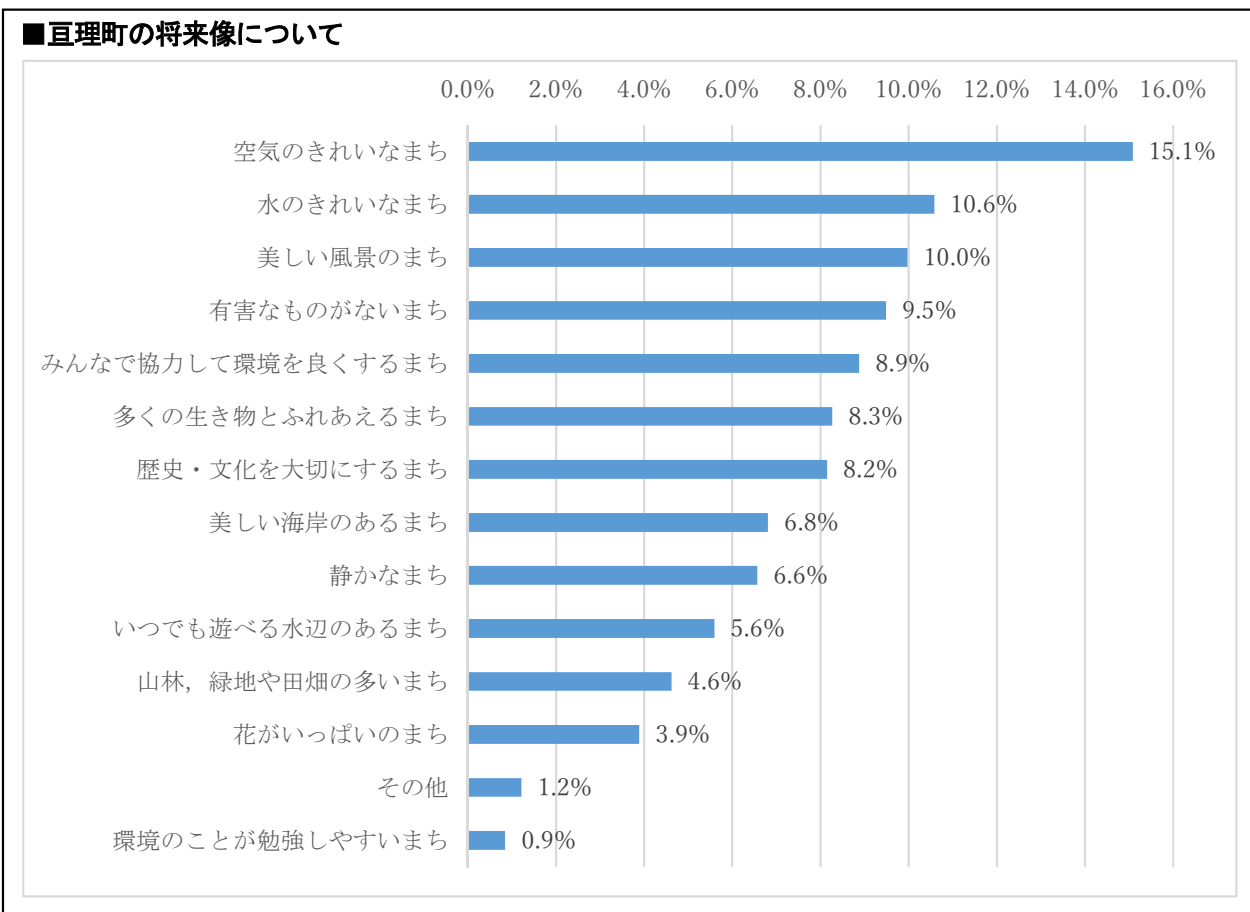
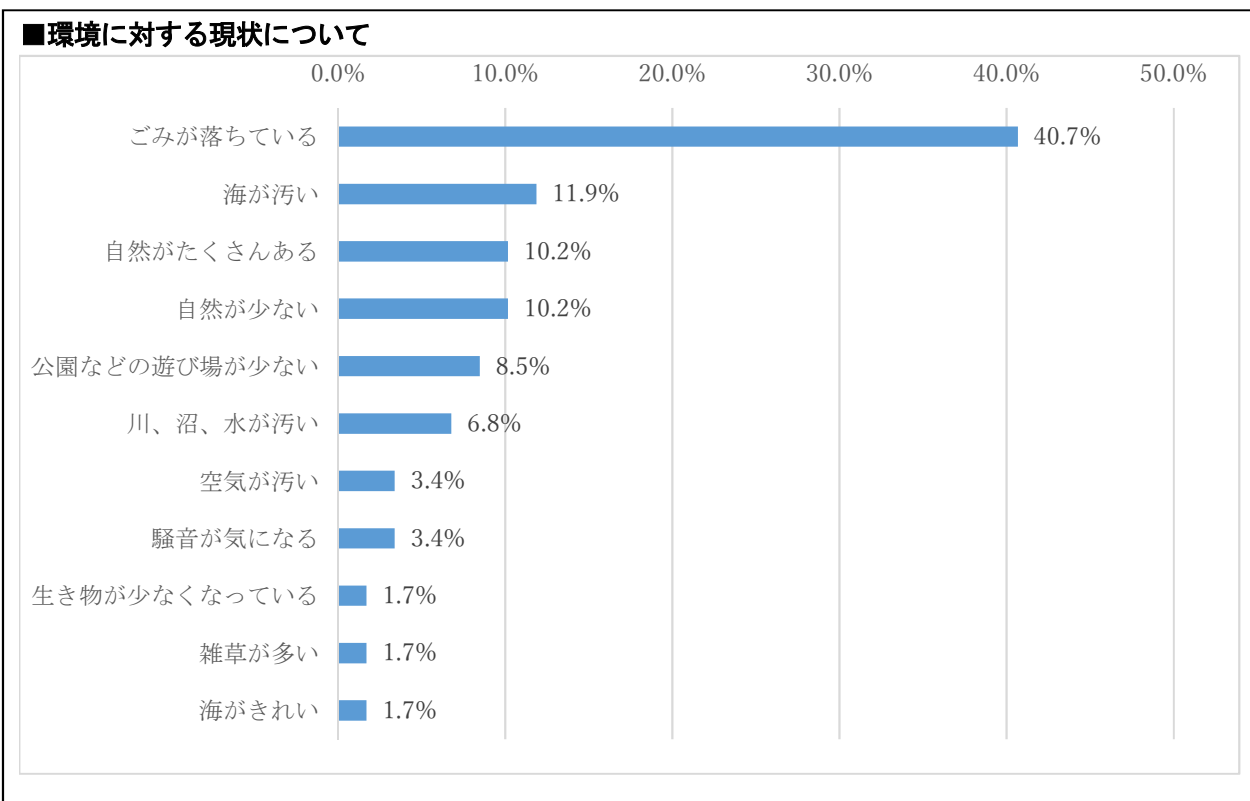


■巨理町の将来像について



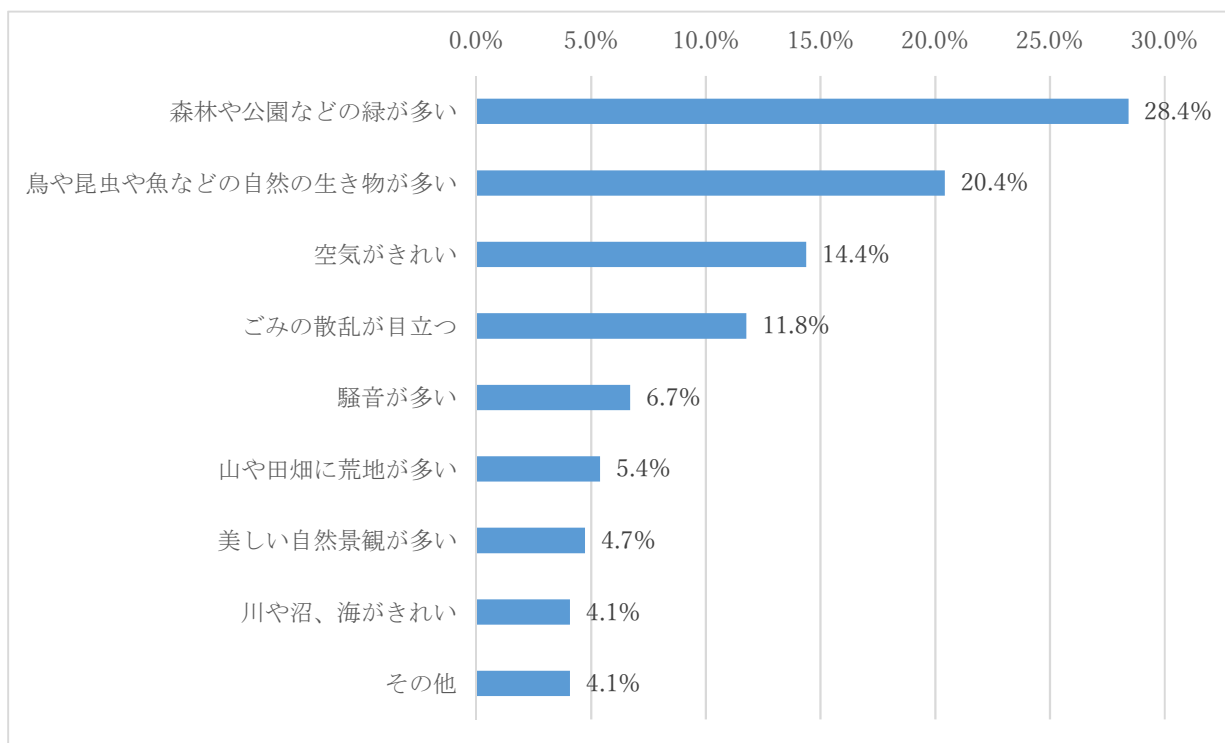
資料編 I 巨理町の現状

(3) 小学生（町内6小学校小学6年生対象：回答率100%）

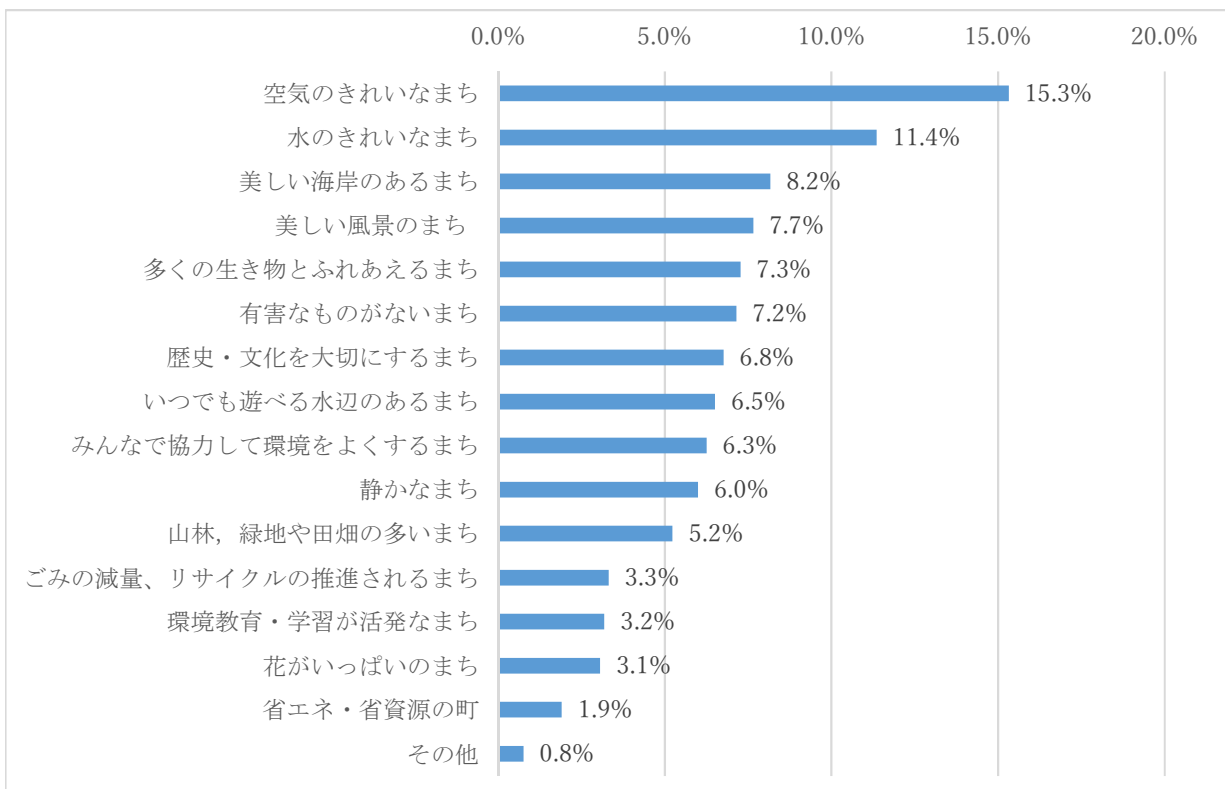


(4) 中学生 (町内4校中学2年生対象: 回答率100%)

■環境に対する現状について



■巨理町の将来像について



資料編Ⅱ

資料編Ⅱ

資料編Ⅱ

1. 計画策定の経緯

(1) 策定の経過

年 月	内 容
令和2年 2月	環境審議会委員公募 (3名)
令和2年 4月	第1回環境審議会
令和2年 5月	環境に関するアンケート実施 (町民・事業所)
令和2年 6月	環境に関するアンケート実施 (小中学生)
令和2年12月	第2回環境審議会
令和3年 1月	パブリックコメント (1/15~1/29 まで)
令和3年 2月	第3回環境審議会

(2) 亙理町環境審議会

日時・場所	内 容
令和2年 4月 8日 役場2階中会議室2	委嘱状交付 第2次亙理町環境基本計画の策定について 環境アンケートについて
令和2年12月24日 役場2階小会議室	第2次亙理町環境基本計画(案)について
令和3年 2月17日 役場2階小会議室	第2次亙理町環境基本計画(案)について 計画の答申について

(3) 亙理町環境審議会委員

任期:令和2年4月1日~令和4年3月31日

区 分	氏 名	備 考
町民代表	大坂好克	
町民代表	○酒徳忍	
町民代表	小関勝祥	
各種団体	渡辺芳則	みやぎ亙理農業協同組合
各種団体	齋藤俊一	亙理土地改良区
各種団体	岩崎幸雄 (~令和2年6月30日) 佐伯智宏 (令和2年7月1日~)	宮城県漁業協同組合亙理支所
各種団体	佐藤淳一	宮城中央森林組合
関係行政機関	深澤茂之	宮城県塩竈保健所
学識経験者	◎四宮規彦	元 東北工業大学
環境ボランティア代表	橘内孝一	

※会長:◎ 副会長:○

2. 互理町環境基本条例

互理町環境基本条例

平成20年7月1日制定

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第10条)

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策(第11条—第24条)

第4章 互理町環境審議会(第25条—第31条)

附則

私たちのまち互理町は、宮城県の東南部に位置し、東を太平洋、西を阿武隈高地、そして北は悠久の流からなる阿武隈川で囲まれています。

町域は、西側は緑豊かな典型的な里山地帯、東側は、阿武隈川の氾濫原によって形成された肥沃な沖積平野と大きく二分されています。また阿武隈川河口には県内最大規模の干潟を有する鳥の海があるなど多様な地勢からなっています。気候も温暖で県内では、最も生活しやすい自然環境に恵まれた地域といえます。

私たちは、今までその恵まれた環境を生かした人と自然との共生を重視した発展を進めてきました。

しかし、近年、槻木大橋の開通、逢隈駅の開業、高速自動車道の開通等交通体系の整備とあいまって、利便性を重視した都市的発展が急速に進んでいます。そして又その一方では多様な公益機能を有する森林や農地等が減少し、都市生活特有の公害の発生が心配されてきているのも事実であります。

私たちは、健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。

すべての町民が将来にわたって、町民一人ひとりが誇りを持って、暮らしやすさと、そして住むことへの安心が実感できる環境を保全し創造するためには、地球温暖化等の進行によって世界各地で発生している自然災害の現象を深刻に受け止め、その解決は一人ひとりの行動の積み重ねが基本であることを認識し、国、県等との協働により防止に努めることとします。

私たちが地域内で具体的に行動するに当たっては、互理の自然は互理だけの個性を有した自然であることを認識し、その仕組みを正しく理解し「人と自然が共生できるまち互理」を目指すためには何をやらなければならないか、また何をやってはならないかを真剣に考える必要があります。

このような認識の下に町民が一丸となって、町の良好な環境を保全し創造することを決意しここに互理町環境基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

資料編Ⅱ

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる町土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての者がこれら、自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を活かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、前条を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、巨理町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、巨理町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに、効率性等を総合的に判断しながら、その影響が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

(報告書)

第10条 町長は、必要に応じて、環境の状況、町が講じた良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

資料編Ⅱ

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行おうとする者が、その事業の実施にあたりあらかじめその事業に係る影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、国、県と一体となって必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(森林及び緑地の保全)

第14条 町は、森林、公園、緑地及び水辺空間の整備、保存並びに活用、その他の潤いと安らぎのある快適で良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第15条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的な施設整備、その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量等)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設等にあたっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めなければならない。

(環境管理体制の整備等)

第17条 町は、物の製造、加工又は販売その他事業活動を行う事業者が環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第18条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化運動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動、その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の振興等)

第19条 町は、関係機関及び民間団体等と協力して良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、町民及び事業者がその理解を深め、良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 町は、前条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第18条の町民団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第21条 町は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

(国、県及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 町は、良好な環境の保全及び創造に関し広域的な取組みが必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

資料編Ⅱ

(地球環境保全の推進)

第23条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、国、県、他の地方公共団体、民間団体等その他関係機関と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 互理町環境審議会

(設置及び所掌事務)

第25条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議するため、互理町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること
- (2) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めたる者

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(互理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 互理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年互理町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

環境審議会委員	同	6,400円
---------	---	--------

3. 互理町みんなできれいなまちにする条例

互理町みんなできれいなまちにする条例

平成18年3月28日
条例第5号

互理町環境美化の促進に関する条例(昭和60年互理町条例第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、ごみの散乱、犬のふんの放置及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定め、町、町民等、事業者及び所有者等が協働して、快適な生活環境を保持することにより、清潔で美しいまちづくりを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 所有地等 町内に所有者等が所有し、占有し又は管理する土地をいう。
- (5) ごみ 空き缶、空きびんその他の容器、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、収納袋、包装紙その他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱及び放置が環境美化を損なうものをいう。
- (6) 家庭ごみ 互理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年互理町条例第18号)第2条第1項に規定する一般廃棄物処理計画により排出されるごみをいう。
- (7) 雑草の繁茂 雑草、枯れ草又はこれに類するかん木類の繁茂その他近隣の生活環境を著しく損なう原因となる状態をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、町民等、事業者及び所有者等が自主的に行う環境美化に関する活動を行う団体等の支援を行うものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみがあるときは、捨てることなく、持ち帰り又はごみを回収するために設置された容器(以下「回収容器」という。)に収納しなければならない。

2 町民等は、家庭ごみをごみ集積所に排出するときは、指定袋の破損による家庭ごみの散乱及び汚水の漏れがないよう努めるとともに、ごみ集積所の清潔保持に努めなければならない。

3 町民等は、飼養管理している場所以外で犬を歩行又は運動させるときは、犬のふんを処理するための用具を携行し、排泄したふんを持ち帰り適切に処理しなければならない。

4 町民等は、この条例の目的を達成するため、自ら居住する地域及び職場等における清掃活動に積極的に参加するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うときは、ごみの散乱を防止するとともに、従業員に対しごみの散乱を防止するための意識の啓発に努めなければならない。

2 販売事業者は、ごみの散乱を防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。

3 販売事業者のうち、自動販売機を設置する販売事業者は、自動販売機周辺の清潔保持、回収容器の設置及びその適正な管理をしなければならない。

4 製品の原料とする資源再生利用品及び中古品として販売する再使用品を収集、運搬及び販売する事業者は、放置又は投棄してはならない。

5 事業者は、この条例の目的を達成するため、地域の清掃活動に積極的に参加するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し又は管理する土地のごみの散乱及び火災の防止又は近隣の生活環境を保持するため、所有地等の草刈り及び清掃などその適正な管理に努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

資料編Ⅱ

(行動計画の策定)

第7条 町は、第3条の施策を推進するための計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 町民等、事業者及び所有者等の意識の啓発に関する事項
- (2) 自主的に環境美化に関する活動を行う団体等の支援に関する事項
- (3) ごみの散乱及び犬のふんの放置の防止並びに所有地等の適正な管理方法に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

3 町は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(関係機関との連携)

第8条 この条例の実施に当たっては、必要に応じ関係機関との連携を図るものとする。

(環境美化推進員)

第9条 町長は、この条例の目的を達成するため、地域における環境美化に関し、環境美化推進員を委嘱し、協力を求めることができる。

(指導及び助言)

第10条 町長は、町民等、事業者及び所有者等に対し、ごみの散乱、犬のふんの放置及び雑草の繁殖を防止するうえで必要な措置を講ずるよう指導及び助言することができる。

(勧告及び措置命令)

第11条 町長は、第4条第1項、同条第3項又は第5条第4項の規定に違反していると認められるときは、期限を定めて当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第12条 町長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その者の氏名及び命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(亘理町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亘理町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年亘理町条例第22号)第2条別表中「保健環境衛生推進員」を「環境美化推進員」に改める。

4. 用語解説

	用語	説明
あ行	一般廃棄物	主に家庭から出されるごみや粗大ごみ、オフィスから出される紙くず、飲食店から出される残飯等、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
	エコドライブ	急発進や急加速、空ぶかしを避ける等燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣等、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。
	SDGs (持続可能な開発目標)	2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを宣言。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
	NPO	非営利組織の略で、住民が公益活動を行うための組成、参加する組織。NGOは非政府の組織の略で、政府や企業から自立して国際協力活動等を行う住民組織とともに、ボランティアの活動と密接に結びついている。
	温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスをいう。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等がある。
か行	潟湖	浅海の一部が砂州、砂丘、三角州等によって外海から隔てられてきた浅い汽水域の区域に形成された干潟。
	環境学習	環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。
	環境指標	人間をとりまく環境の状態を表すさまざまな環境影響因子を定量的に示す物差しの中で、環境利用にあたっての影響を示すもの、環境に与える負荷を示すもの、環境の状態を表すもの等がある。
	環境マネジメントシステム	企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。環境保全に関する方針、目標・計画等を定め(Plan)、これを実行、記録し(Do)、その実行状況を点検して(Check)、方針等を見直す(Act)という一連の手続きを環境マネジメントシステムと呼ぶ。
	京都議定書	2008～2012年の目標期間に先進各国が達成すべき温室効果ガスの削減目標を定めるもので、1997年に京都で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された。

資料編Ⅱ

	用語	説明
か行	COOL CHOICE (クールチョイス)	2015年すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする(さらに、1.5度に抑える努力をする)こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出された。 日本は、2030年に向けて、温室効果ガス排出量26%削減(2013年度比)を掲げている。 「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、省エネルギーや地球温暖化防止に関する活動の情報収集や、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。
	クリーンエネルギー	有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源を指す。いわゆる自然エネルギーの水力、風力等のほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーに含まれる。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、できるだけ環境負荷の小さいものを優先して購入すること。環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与する。
	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称を光化学オキシダントといい、光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。特に夏期に日ざしが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、ノドが痛くなる等の人的影響のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊する等広域にわたる。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域等広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する用水路等公共の用に供する水域のこと。
さ行	里山	市街地や集落周辺において、従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林のこと。近年住民に身近な自然として評価されている。
	食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。
	3R (スリーアール)	Reduce(リデュース=廃棄物を出さない)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再資源化する)の略称。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、汚泥、廃酸、廃アルカリ、特定業種から生ずる木くず等、法令で定めた20種類と輸入された廃棄物をいう。
	自然エネルギー	エネルギー源として活用できる、太陽、風力、潮力、地熱等のエネルギーのこと。
	COD	COD (Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量)とは、水中の有機物を乳化剤で酸化分解するのに要する酸素量であり、海水の代表的な水質指標として用いられる。

資料編Ⅱ

	用語	説明
さ行	自然環境保全地域	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形等を主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域が指定される。
	浄化槽・合併処理浄化槽	し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設のこと。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水(厨房排水、洗濯排水等)と一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。
	新エネルギー	「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」とされ、「発電分野」「熱利用分野」「燃料分野」について10種類が指定されており、国の政策として、特に推進すべきものとされている。
	人工林	一般的には人工造林で造成した森林を指す。日本では植栽によるものが多いため植栽林ともいう。
	Smartmove (スマートムーブ)	普段から利用している様々な移動手段を工夫してCO2排出量を削減しようとする環境省の取り組み。
	生態系	ある地域に生息する生物群集(同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群)とそれを取り巻く無機的環境(気象・土壌・地形・光・温度・大気等)をあわせたひとつのまとまり。
た行	地域環境力	「平成15年度版 環境白書」(環境省)において使われた言葉で、地域資源の把握と主体間の連携を行っていくことで、地域が一つの方向性(目標)を共有し、地域における各主体がより良い環境、より良い地域を創っていくとする意識・能力が高まっていくことにより得られる地域全体としての取組意識・能力の高まりを「地域環境力」と呼ぶ、としている。
	地球温暖化	地球の温度は、太陽の日射熱と地球から宇宙へと放出される熱とのバランスにより一定を保っている。ところが大気中には地球から放出される熱を逃がしにくい二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素等の温室効果ガスが含まれている。これらが増えすぎると、宇宙空間へ放出される熱が地表面に戻され、地上の気温が上昇すること。
	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化防止法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が指定するもの。
	沖積平野	河川が運ぶ土砂で生じた平坦地。表面は低平、川はその中を蛇行し流れる。流路の両側に自然堤防が発達、扇状地・三角州もこれに属する。沖積地、氾濫原、氾濫平野、洪涵平野ともいう。
	天然林	自然に生えた木々でできている森林のこと。人間が苗木を植え育てた人工林とは、異なる特徴がある。
	都市生活型公害	都市化の進展により、活発な都市活動や日常生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車公害や河川の水質汚濁、近隣騒音等の公害。産業公害と異なり、多くの場合原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっている。

資料編Ⅱ

用語		説明
な行	二次林	伐採後再生した森林で過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林、または、現在も下草刈り等継続的に人為が加えられていることにより成立している森林のこと。二次林は、代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキ等植林地の樹林は含まれない。
	75%値	年間の日間平均を小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均のデータ数) のデータをいう。
は行	バイオマスエネルギー	森林の樹木や落葉、麦わら、家畜の糞等、生物体を構成する有機物を利用したエネルギー資源。
	パートナーシップ	住民・事業所・NPO・行政等の各主体が、公平で平等な関係を築き、公平な役割分担のもとに連携して環境保全に取り組むこと。
	パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。2015年に国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、2016年11月に発効。世界の平均気温の上昇を産業革命前の 2°C 未満(努力目標 1.5°C)に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標にしている。締約国は削減目標を立てて5年ごとに見直し、国際連合に実施状況を報告することが義務付けられた。また、先進国は途上国への資金支援を引き続き行なうことも定められている。
	氾濫原	河川の氾濫・河道変化によってできた低平な土地。洪水時には川水に浸される。ふつう砂礫・泥土が堆積。氾濫原が広く発達するのは壮年期以降の河川。その中に蛇行・自然堤防・後背湿地等の地形が発達。沖積平野も氾濫原に属する。
	BOD	BOD(Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量)とは、水中の有機物を微生物が酸化分解するのに要する酸素量であり、河川の代表的な水質指標として用いられる。
	干潟	干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトン等の微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。
ま行	マニフェスト	産業廃棄物の性状、取り扱い上の注意事項等を記載した積荷目録のこと。これを産業廃棄物の流れの中に組み込み、積荷目録の管理を通じて産業廃棄物の流れを管理するシステムをマニフェストシステムという。
ら行	リスクコミュニケーション	環境問題では化学物質によるリスクコミュニケーションを指すことが多く、化学物質に係る利害関係者(企業・従業員・地域住民・消費者・行政等)が、相互の信頼性と理解レベルを向上させるために、化学物質を取り扱うことによるリスクやその対策等について、相互に情報や意見の交換を行うこと。

資料編Ⅱ

用語		説明
ら行	緑地環境保全地域	神社仏閣や古墳等、その地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と自然が一体となって良好な自然環境を形成している区域や、市街地やその周辺部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域等、その区域における自然環境を保全することが地域住民の良好な生活環境の維持に資するものを指定。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集。国際的には、国際自然保護連盟(IUCN)により作成されており、国内では環境省が「日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－」を編さんしているほか、多くの都道府県においても作成されている。
わ行	わたしのe行動(eco do!)宣言	宮城県内で、環境に配慮した行動を実践している方、これから始めようとする方達を応援するため、環境配慮行動のきっかけづくりをする場。 e行動とは、環境にやさしい行動(環境配慮行動)をいい、県民・事業者の方が、日々の生活・事業活動の中で取り組んだ項目を選択・宣言し、実践すること。

第2次亶理町環境基本計画

令和3年3月発行

発行 宮城県亶理町

〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

TEL 0223-34-1111 (代表)

FAX 0223-34-7341 (代表)

企画・編集 亶理町 町民生活課



第2次
巨理町環境基本計画